

会報

VOL. 52

2024年8月号

癒しの県 和歌山



くまのうぐいす  
「熊野鶯の森」2024年8月撮影  
※裏表紙参照

# じゅんかん わかやま



一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会

# 目 次

## 1. ごあいさつ

① 一般社団法人和歌山産業資源循環協会	会長 須磨 徳裕	2
② 和歌山県環境生活部	部長 山本 祥生	3
③ 和歌山市市民環境局	局長 上野 美知	4
④ 和歌山県警察本部生活安全部生活環境課	課長 福田 智哉	5

## 2. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会総会・理事会

① 第12回通常総会	6
② 令和6年度事業計画	11
③ 理事会	16

## 3. 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

① 第14回定時総会	17
② 会議報告	18
③ 全国産業資源循環連合会政治連盟	20
④ 近畿地域協議会	21

## 4. 行政ニュース

① 食品ロス削減に関する県の取り組みについて	22
② 産業廃棄物収集運搬業許可申請等に係る書類の簡略化について	25
③ アスベストの事前調査における資格の義務化について	26
④ フロン類の回収が確認できない機器の引取りは違法です	29
⑤ 土壌汚染対策法について	34
⑥ 部落差別解消推進条例	38

## 5. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

① 【かつらぎ町】と【太地町】に車いすを寄贈	41
② 支部研修会	42
③ 県外視察研修会	43
④ 労働災害事例研修会	45
⑤ 安全衛生推進委員会	46
⑥ 第8回親睦チャリティーゴルフコンペ	54
⑦ 第27回クリーンアップキャンペーン	55
⑧ 和歌山県の「企業の森」事業に参画します！	56
⑨ 青年部会活動	58

## 6. 事務局だより・情報コーナー

① 和歌山県知事・和歌山市長を訪問	65
② 和歌山県知事表彰について	65
③ (一社)和歌山県産業資源循環協会における令和5年度～7年度の労働災害防止計画	66
④ 災害廃棄物処理に対する取り組み	71
⑤ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会	72
⑥ 許可期限のお知らせ	73
⑦ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」	74
⑧ 会員ニュース	82
⑨ 新入会員の紹介	83
⑩ 協会への入会の勧誘	84
⑪ 建設業の経営事項審査の加点対象について	85
⑫ 全国産業資源循環連合会政治連盟 和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟	86

## 新任のご挨拶



一般社団法人和歌山県産業資源循環協会  
会長 須磨徳裕

はじめに、今年、新年早々の1月1日に石川県輪島市や珠洲市をはじめとした広域で能登半島地震が発生し、家屋の倒壊やライフラインの寸断、多くの人命が絶たれてしまいました。お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。現地では懸命な復旧作業がすすめられているところですが、完全復旧にはまだまだ時間を要することであり、被災地域の皆様の生活が一日でも早く平穏な生活に戻れるようお祈り申し上げます。

平素から、会員の皆様には、協会運営及び廃棄物業界の発展に深いご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

令和6年6月5日第12回通常総会及び臨時理事会において会長にご選任いただきました須磨徳裕でございます。創設から37年の歴史がある協会5代目会長に就任させていただき、責任の重大さに身が引き締まる思いを痛感しております。浅学菲才の身ではございますが、誠心誠意、任務を全うしてまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

通常総会には、多くの来賓や会員の方々にご参加いただき、全上程議案について、会員の皆様のご承認をいただく事が出来ました。また、各種表彰を受賞された会員様は、永年に亘り、協会及び業界の発展に寄与していただいた方々であり、そのご功績に心から敬意を表するとともに、更なるご活躍をご期待し心よりお祝い申し上げます。

さて、国では、令和6年5月21日に第一次計画から30年の節目となる「政府の環境施策の大綱を定める第六次環境基本計画」が閣議決定されました。また、令和6年8月2日には第五次循環型社会形成基本計画も閣議決定され、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を加速化することが重点戦略とされています。大量生産・大量消費・大量廃棄を前提としたリニアエコノミー（直線型経済）からサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行による、廃棄の無い地球に優しい社会づくりが急務となっており、廃棄物業界は、大きな転換期を迎えています。我々業界では、次世代の人材育成、労働者不足、各種法令強化によるコンプライアンスの向上など多くの課題がありますが、この転換期こそチャンスであると捉え、全産連や各関係機関、会員皆様が一丸となり取り組めるよう邁進して参ります。

また、近年、地球温暖化が要因と思われる台風や線状降水帯による大規模な災害が頻発しており、未曾有の災害に備え、協会に災害廃棄物部会を設置し和歌山県や市町村、関係機関との連携を図りながら迅速な対応が出来るように取り組んでまいりますので会員皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、会員各位、行政機関の皆様には、引き続き当協会の活動にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## ごあいさつ



和歌山県環境生活部長 山本 祥生

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様には、平素より和歌山県行政、とりわけ廃棄物行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、日頃から、不法投棄防止巡回パトロールや各種講習会による啓発活動など県内の廃棄物適正処理の推進に御尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、令和6年5月、環境分野の最上位計画に位置付けられる国の「第6次環境基本計画」が閣議決定されました。新型コロナウイルス感染症や物価高騰、人材不足など様々な制約により生活様式や企業活動にも大きな変化が生じている中、6年ぶりの改定となった今回の計画では、国民が明日への希望を持てるよう「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現が、環境政策の最上位の目標として掲げられた点が大きな特徴となっています。気候変動や生物多様性の損失、プラスチック汚染など、人類が直面する課題に立ち向かいながら、「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現するために、利用可能な最良の科学技術を活用し、スピード感とスケール感をもって経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すことが示されています。また、第5次計画で打ち出された「地域循環共生圏」については、地域資源を活用した自立・分散型社会の実現の鍵となるものであり、「新たな成長」の実践・実装の場として発展させていくことが重点戦略の一つとして示されています。

県では、脱炭素社会の実現と、地域の特性を踏まえた産業創出や広域的な資源循環ネットワークの構築を目指すため、「わかやま資源自律経済ビジョン」を令和5年10月に策定しています。このビジョン実現に向けた第一弾の取組として、令和6年7月から、使用済み食用油の回収実証事業を開始しました。この事業は、県民の皆様や貴協会にも御協力をいただき、家庭から出る廃食用油を集め、バイオディーゼル燃料を製造し、リサイクルを行うものであり、製造した燃料は大阪万博の建設工事等に利用されるほか、将来的にはSAF(持続可能な航空機燃料)の原料として利活用されることを目指しています。県民の皆様からも大きな期待が寄せられており、このような資源循環の取組を通じて、県内産業や地域の活性化につなげてまいりたいと考えておりますので、貴協会には引き続き御協力の程よろしくお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝を祈念し、挨拶といたします。

## ごあいさつ



和歌山市市民環境局長 上野 美知

平素から一般社団法人和歌山県産業資源循環協会及び会員の皆様におかれましては、本市の環境行政に格別のご理解とご協力を賜り、また廃棄物の適正処理の推進にご尽力いただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

貴協会におかれましては、例年、機関誌の発行や災害廃棄物部会など各種講習会の開催、浜の宮ビーチでのクリーンアップキャンペーンや不法投棄防止巡回パトロールなど生活環境や自然環境の保全、公衆衛生の向上への啓発活動に取り組んでいただき、心から感謝申し上げます。

近年では従来の3RにRenewable（バイオマス化・再生材利用等）を加えた「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行行動が強化すべき分野として位置づけられるなど国際社会共通の課題となっております。本市としましても、廃棄物の発生を抑えつつ、最終処分量の最小化を促すよう可能な限り資源化を行い、持続可能な循環型社会の実現を目指してまいります。その一環として、事業者による使用済みペットボトルを水平リサイクルする「ボトルtoボトル」リサイクルの促進を目的としたペットボトル回収事業がスタートしました。株式会社セブン-イレブン・ジャパンでは令和5年7月から市内38店舗に、株式会社オークワでは市内10店舗にペットボトル回収機を設置して、ペットボトル回収を行い、環境負荷軽減とリサイクル資源の有効活用を目指しております。市民の皆様が身近な店舗で参加型のリサイクルをできることは市民の皆様の利便性の向上やリサイクル意識の高揚につながるため、とても有益なものであると位置付けております。引き続き循環型社会の実現に向けて市民・事業者・行政の三者が一体となって協力し、推進してまいりたいと思います。

また、本年1月1日に発生した能登半島地震により、人や建物等に甚大な被害が発生しました。被害に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げます。本市の職員も復旧業務の支援に派遣され、凄惨な状況を目の当たりにしてきたとの報告を受けました。さらに、発災後半年以上過ぎた今もなお、公費解体が思うように進まず、復興への遅れが懸念されているなど連日報道されております。これは申請制度が煩雑であることに加え能登の地理的要因が大きいとも言われておりますが、本市にも共通した要因が多々あることと危惧しております。本市としましても、今回の震災を教訓に、今後起こり得る被害を想定し、迅速な災害廃棄物の処理ができるよう貴協会と連携を深め、強固な協力体制を構築できればと思います。引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様の今後益々のご発展とご健勝を祈念申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

## ごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部  
生活環境課長 福田 智哉

この春の異動で警察本部生活安全部生活環境課に着任いたしました、福田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の皆様には、平素より警察活動各般にわたり、ご理解とご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

とりわけ、産業廃棄物の不法投棄の未然防止及び被害の拡大防止に関しましては、日頃からその適正処理の指導に努められるとともに、関係機関と連携して、例年、不法投棄防止巡回パトロールや海岸におけるクリーンアップキャンペーン、廃棄物の撤去活動等、様々な環境保全活動に積極的に取り組まれておりますことに、改めて感謝と敬意を表する次第であります。

さて、現在和歌山県警察では「総合的な環境保全対策」として体制の強化を図っており、生活環境課内に和歌山県警察環境保全対策推進本部において、県下12警察署の警察官で構成される環境機動捜査隊、通称エコポリスを組織する等して環境犯罪の取締りに対応しています。また、和歌山県の各地にお住まいの方を民間ボランティア「紀の国環境モニター」として委嘱するなどして、不法投棄事犯の早期発見に努めているところであります。

平成26年以来、全国の不法投棄事犯は微増傾向にありましたが、令和3年をピークにここ2年は減少傾向にあり、令和5年中の全国の廃棄物事犯の検挙件数は5,054件（前年比-221件）と、一昨年と比較して約4.2%の減少となっています。

また、当県における令和5年中の廃棄物事犯の検挙件数も70件（前年比-19件）と減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移している状況に変わりはなく、環境犯罪の根絶へはまだ道半ばと言わざるを得ない状況です。

環境犯罪の中には、一度発生すれば自然環境を破壊したり、深刻な健康被害を及ぼすなど、県民生活に重大な影響を与えるものもあることから、その未然防止はもちろん、早期発見、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要です。

県警察といたしましては、県民皆様の安全・安心な暮らしを守るために、これからも関係機関と更なる連携を図りながら、これら事犯の早期把握・未然防止に努め、積極的な取締りを推進していく所存です。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます

## 2 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 総会・理事会

### 2-① 第12回通常総会

令和6年6月5日（水）午後3時より、山本祥生和歌山県環境生活部長はじめ18名のご来賓の方々にご臨席頂き、第12回通常総会をダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で開催しました。

濱口太史和歌山県議会議長、林佑美衆議院議員、山本祥生和歌山県環境生活部長、上野美知和歌山市市民環境局長よりご挨拶を頂きました。

続いて議案審議に先立ち、多年にわたり産業廃棄物業務に功績があった方々への表彰が行われ、和歌山県環境生活部長感謝状1名、当協会会長表彰では優良事業所8社、優良従事者1名、当協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰では安全衛生活動3年表彰9社、安全衛生活動優良従事者3名が受賞されました。

総会には176名（委任状、議決権行使書を含む。）が出席し、石井理事が議長に選任され、令和5年度事業報告・決算報告、令和6年度事業計画（案）・予算（案）及び役員改選について審議され、いずれも承認可決されました。



- 第1号議案 令和5年度事業報告
- 第2号議案 令和5年度収支決算報告（監査報告）承認の件
- 第3号議案 令和6年度事業計画（案）承認の件
- 第4号議案 令和6年度収支予算（案）承認の件
- 第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件



濱口県議会議長



林衆議院議員



山本部長



上野局長

表彰式では次の方々を受賞されました。(敬称略)

◎和歌山県環境生活部長感謝状：赤井 靖（赤井工業株式会社）

◎（一社）和歌山県産業資源循環協会会長表彰

優良事業所表彰：河野産業（海南市）

有限会社西和興産（海南市）

青紀興業株式会社（和歌山市）

中村農園（田辺市）

石垣工業株式会社（有田市）

田中陸運株式会社（由良町）

瀬藤建設株式会社（和歌山市）

アップランド株式会社（かつらぎ町）

優良従事者表彰：澤井 勇人（有限会社日置川清掃・白浜町）

◎（一社）和歌山県産業資源循環協会安全衛生推進委員会安全衛生表彰

安全衛生活動3年表彰：株式会社目良建設（和歌山市）

株式会社吉川ゼネラルソリューション（和歌山市）

有限会社国辰商事（田辺市）

株式会社尾花組（田辺市）

株式会社共栄建設工業（田辺市）

有限会社ワコー産業（印南町）

めらリサイクル株式会社（和歌山市）

田辺工業有限会社（田辺市）

日置川開発株式会社（白浜町）

安全衛生活動優良従事者：神藤 直記（株式会社ケーシーエス・岸和田市）

竹中 稔（大栄環境株式会社・紀の川市）

瀧本 利生（有限会社国辰商事・田辺市）



また、役員改選では理事・監事が選任され、総会終了後引き続き開催された臨時理事会において、以下のとおり新役員が選任されました。

名誉会長	武田 全弘	有限会社志場商店	再任
相談役	松田 美代子	株式会社松田商店	新任
会 長	須磨 徳裕	株式会社吉川ゼネラルソリューション	新任
副 会 長	北 敏彦	株式会社吉田組	再任
副 会 長	吉村 享	株式会社ヴァイオス	再任
副 会 長	赤井 靖	赤井工業株式会社	再任
副 会 長	瀧本 利生	有限会社国辰商事	新任
専務理事	和田 年晃	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会	再任
理 事	南 太敦	有限会社南クレーン	再任
理 事	井口 恵司	和歌山スチール協同組合	再任
理 事	山本 雅弘	有限会社ワコー産業	再任
理 事	大瀧 吉宏	株式会社大瀧商店	再任
理 事	柏木 清次	有限会社柏木商店	再任
理 事	石井 沖彦	株式会社石井建材店	再任
理 事	目良 浩士	株式会社目良建設	再任
理 事	小椋 孝也	小椋リビングクリーン株式会社	再任
理 事	坂口 秀樹	株式会社坂口興業	新任
監 事	森脇 敏夫	森脇税理士事務所	再任
監 事	堀江 佳史	紀北はしもと法律事務所	再任



新役員

総会終了後には、全国初の女性会長として3年間務め、退任された松田美代子会長にクリスタルの感謝状と花束が贈られました。

また、全国産業資源循環連合会の令和5年度からの「第3次労働災害防止計画」達成に向けて、労働安全衛生の最大目標である「労働災害ゼロを目指す」ことを目標とした『安全宣言』を須磨徳裕新会長が宣言しました。



引き続き行われた懇親会では、戸田正人和歌山市議会議長のご挨拶に続き、司会者より岸本周平和歌山県知事、尾花正啓和歌山市長からのメッセージを披露し、多数の来賓の皆様方のご臨席を賜り、会員相互の懇親を深めながら盛会裏に開催されました。



須磨会長



戸田和歌山市議会議長



## 副会長就任のご挨拶



副会長兼御坊・田辺支部長  
北 敏彦  
㈱吉田組

新会長のもと会員皆様と共に業界発展に精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願いいたします。



副会長兼和歌山支部長  
吉村 亨  
㈱ヴァイオス

副会長に就任しました。新会長を同副会長と共にお支えし、当協会の活性化と業界団体の発展、会員相互の繁栄のため微力ながら尽力してまいります。



副会長兼紀北支部長  
赤井 靖  
赤井工業㈱

刻々と移り変わる時代の潮流と変化に対し、協会そして会員企業の皆さまと共に邁進していく所存であります。どうぞよろしくお願いいたします。



副会長  
瀧本 利生  
㈲国辰商事

この度、副会長に就任しました。我々を取り巻く環境の課題を把握し組織全体の成長に繋げるよう努力いたします。

## 理事就任のご挨拶



理事  
坂口 秀樹  
㈱坂口興業

協会の活動並び業界の発展に頑張っていきたいと思っておりますので、ご指導の程よろしくお願いいたします。

### I 協会運営事業

#### 1 組織の強化・充実

##### (1) 正会員と賛助会員の新規加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と社会的地位の確立を図る上で、大変重要な課題である。このため、県内の未加入業者に対し、許可講習会等での加入啓発及び会員並びに関係者の協力を得ながら一層の加入促進を図り組織の強化に努める。

##### (2) 変貌する業界環境に対応するため、支部及び業務部会活動の充実を図る。

#### 2 公益法人制度に対応した取り組みの推進

一般社団法人として、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び資源の有効活用を図り、産業の健全な発展に貢献すべく努める。

#### 3 総会・理事会・常任理事会

協会の運営及び事業の円滑な推進を図るため、総会・理事会・常任理事会を開催する。

#### 4 表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、事業活動を通じて協会の発展に貢献のあった会員や会員事業所及び従業員の方々に対し、その功績を讃え、顕彰するため、表彰を行う。また、必要に応じて各種表彰の推薦などを行う。

### II 社会貢献事業

#### 1 不法投棄防止活動

##### (1) 収集運搬部会を中心にした会員による不法投棄防止巡回パトロールを随時実施し、和歌山県、和歌山市等関係行政機関との連携を強化し、産業廃棄物の不適正処理防止に努めるとともに、収集が困難であると判断した場合は、可能な範囲に絞って撤去作業を実施し、地域の環境保全に努める。

##### (2) 和歌山県、和歌山市、和歌山県警察本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部及び当協会で構成する和歌山県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会に参加するとともに、情報交換、各種施策に協力し、不適正処理の防止に努める。

## 2 車椅子贈呈事業

会員の親睦・交流を図り、加えて業運営の情報交換等を目的に、ゴルフコンペ（年2回）を開催する。ゴルフコンペはチャリティ事業として実施し、県下の市町村に車椅子等の贈呈を行う。

## 3 イメージアップ作戦の展開

産業廃棄物処理の重要性と社会貢献性を広く認識してもらうため、クリーンアップキャンペーン等の各種ボランティア活動の展開と普及啓発、広報活動を推進していく。

## 4 災害廃棄物処理体制の充実・強化

平成18年度、和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、平成23年9月の台風12号で発生した災害廃棄物の処理について多数の会員から協力を得て復旧作業に貢献した。今後も、会員のさらなる協力拡大を図るとともに、災害発生時における連絡体制の整備や事業継続計画（BCP）により災害廃棄物処理支援体制を充実・強化する。また、大規模災害発生時には、県知事の指示により災害廃棄物処理支援要員と協会会員とのチームによる市町村への迅速な処理支援を行う。さらに、平時の備えとして、各市町村との連携強化に取り組む。

## III 講習・研修事業

### 1 研修事業

- (1) 会員のための県外の先進地視察を行い、広く産業廃棄物処理の知識と技術の向上を図る。
- (2) 各種講演会、研修会及び講習会を開催して、従業員の能力開発を図るとともに、産業廃棄物処理に関する動向などに関する研修を行う。
- (3) (公社)全国産業資源循環連合会の委託を受け、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を実施する。
  - ① 新規収集運搬課程 令和7年2月6日(木)
  - ② 新規処分課程 令和6年8月8日(木)
  - ③ 更新収集運搬課程 令和6年8月7日(水)、令和7年2月6日(木)
  - ④ 更新処分課程 令和6年8月8日(木)
  - ⑤ 特別管理産業廃棄物管理責任者 令和6年8月8日(木)

## 2 労働安全衛生の取り組み

- (1) 会員企業の安全衛生活動の充実を図り、職場環境の整備、機器の安全、従業員の健康対策等を改善し、快適な職場づくりに努めるとともに労働災害の未然防止、再発防止に取り組むため、研修会、相互安全衛生パトロールを実施する。
- (2) 事業場での自主的な安全衛生対策として、「リスクアセスメント」の推進を図る。
- (3) 国、中央労働災害防止協会が事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し安全意識の高揚を図るため、7月1日から7日までを「全国安全週間」として主唱していることを受けて、それぞれの職場において労働災害防止の重要性を認識していただくため、周知を図る。
- (4) (公社)全国産業資源循環連合会が策定する「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」(令和5年度から5年間)の目標達成に向け、当協会における「令和6年度労働災害防止計画」に基づき、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図る。

## 3 廃棄物処理法等の関係法令改正への対応

廃棄物処理法等の関係法令改正への対応が円滑に行えるよう、研修会、講習会を随時開催するとともに、速やかに情報提供する。

# IV 産業廃棄物適正処理推進事業

## 1 調査研究事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する情報収集及び調査研究を行い、積極的に情報の提供を行う。
- (2) 資源循環型社会の構築に向けた新しい取り組みに関する調査研究を引き続き行う。
- (3) 産業廃棄物処理施設の整備・確保に関する調査研究を行う。
- (4) 産業廃棄物の収集運搬及び処分について、会員に対する適正料金の維持並びに行政や排出事業者に対する理解と協力要請を行い、処理処分料金の適正化を図る。
- (5) (公社)全国産業資源循環連合会近畿地域協議会の再生利用促進検討会議に参加するとともに、利用促進を図る。

## 2 相談指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関して、市町村、排出事業者、処理業者の相談に応じ助言指導を行い情報提供する。

### (1) 情報提供、資料の整備

指導普及の充実を図るため、関係行政機関、関係団体の協力により、産業廃棄物の処理及び再生利用に関する情報等を収集し、資料を整え、会員に情報提供する。

## (2) 各種相談

産業廃棄物処理に関する法律的、技術的な相談に応じていく。また、排出事業者の委託処理に対して処理技術の高い会員企業等を紹介し、適正処理の推進と協会組織活動による会員メリットに連携が図れるよう努める。

## 3 産業廃棄物処理業優良化推進事業の取り組み

国においては、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理委託することを促進している。これを受けて、(公社)全国産業資源循環連合会は「電子マニフェストの普及」、「エコアクション21の認証取得」に取り組んでおり、当協会においても、会員企業の優良化を推進する。

## 4 機関誌の発行、出版物の紹介・斡旋事業

- (1) 会報「じゅんかん わかやま」を年2回(1回430部)発刊し、関係法令の改正等の行政機関に関する情報、協会活動の状況、産業廃棄物処理についての各種情報等を正確かつ迅速に提供する。
- (2) 産業廃棄物関係の優良図書を紹介及び斡旋又は頒布を行う。
- (3) その他、処理業者に参考となる各種印刷物の随時配布を行う。

## 5 産業廃棄物管理票等の頒布

産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、(公社)全国産業資源循環連合会の公益事業(一部発行元:建設六団体副産物連絡協議会の建設廃棄物管理票を含む。)として、協会が普及頒布の協力を行う。また、車両表示板や(公社)全国産業資源循環連合会の紹介物品等の有償頒布を行う。

## V 情報交流活性化推進事業

### 1 地球温暖化対策の取り組み

- (1) (公社)全国産業資源循環連合会は、平成29年3月に「低炭素社会実行計画」を改訂し、2030年度における温室効果ガスの排出量を基準年度(2010年度)に対し、10%削減することを目標としている。今後も各事業場において、温室効果ガス排出量を低減するための施設の導入や省エネルギー対策等の取り組みを促進するため、会員企業への働きかけや情報提供を行う。
- (2) 和歌山県が実施している植林及び育林活動「企業の森」事業に参画し、森林の環境の保全に貢献するとともに、SDGsやCNの推進に寄与する。

## 2 他団体との交流・連携

産業廃棄物は広域的な処理体制の確保が重要であるが、産業廃棄物を取りまく情勢は厳しく、その適正処理が各地域の共通の課題となっているため、各団体との交流を深め、連携強化を図りながら、問題解決に対処する必要がある。このため、（公社）全国産業資源循環連合会並びに他の都道府県の産業廃棄物処理業者団体との連携を密にし、本協会の地位向上に努める。

## 3 関係行政機関との連携・協力

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位の向上を図るとともに、的確な情報収集のため、和歌山県、和歌山市等と当協会の懇談会・各種会議等を開催し、意思疎通を図り、廃棄物行政の一体化に協力していく。

## 4 委員会及び部会並びに各支部の活動推進

廃棄物処理法や労働安全衛生法等の関係法令の改正や業界の環境変化に的確、迅速に対処するため、各委員会及び部会並びに支部会議等を開催して会員相互の情報交換や意見、要望などを取りまとめ問題解決に努力する。

## 5 青年部の育成

本協会の更なる発展のため、青年部活動を推進し、会員後継者の育成を行うとともに会員の拡大を図る。

また、全国産業資源循環連合会青年部協議会・近畿ブロック青年部協議会活動を通じて相互の交流と研鑽を促進する。

# VI 受託業務

## 1 関係公益団体からの業務の受託

前年度に引き続き継続性のある受託業務について、特に安全性に留意しながら的確に事業を実施する。

## 2 自治体からの業務の受託

和歌山市から法定手続連絡業務を受託し、事業を実施する。

## 2-③ 理事会

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

### ◆令和5年度第4回理事会及び常任理事会

開催日：令和6年2月22日（木）

場 所：和歌山市勤労者総合センター4F 大会議室  
（常任理事会は酒直ビル1F 協会会議室）

議 案：①第12回（令和6年度）通常総会の日程等について

②役員改選について

③新入会員及び退会会員承認の件について

④令和6年度一般社団法人和歌山県産業資源循環協会被表彰者について

⑤令和6年度全産連表彰推薦について

⑥「企業の森」事業実施について

⑦Web会議（Zoom）の導入について

⑧次回理事会の開催日程について

⑨その他

について協議のほか、

12件の報告がありました。



### ◆令和6年度第1回理事会及び常任理事会

開催日：令和6年4月25日（木）

場 所：和歌山市勤労者総合センター4F 大会議室  
（常任理事会は酒直ビル1F 協会会議室）

議 案：①役員改選について

②新入会員及び退会会員承認の件について

③第8回親睦ゴルフコンペ開催について

④（公社）全国産業資源循環連合会総会開催について

⑤第27回クリーンアップキャンペーンの実施について

⑥第12回（令和6年度）通常総会の上程議案について

⑦次回理事会の開催日程について

⑧その他

について協議のほか、

10件の報告がありました。



## 3 公益社団法人全国産業資源循環連合会関係

### 3-① 第14回定時総会

開催日：令和6年6月14日（金）

場 所：明治記念館・蓬葉の間

出席者：会長・副会長1名

議 案：第1号議案 令和5年度事業報告並びに令和5年度決算案承認の件  
令和5年度監査報告

第2号議案 任期満了に伴う役員改選の件  
について承認・可決されました。

<報告事項>

- (1) 令和6年度事業計画に関する件
- (2) 令和6年度収支予算に関する件

なお、令和6年度事業計画としては、①適正処理の推進、②地球温暖化対策の推進、③人材育成の推進、④協力支援事業、⑤労働安全衛生等への取り組み、⑥組織活動の活性化及び会員支援が提案されました。

令和6年度公益社団法人全国産業資源循環連合会表彰では、功労者25名、地方功労者84名、優良事業所23社、地方優良事業所138社、優良従事者159名が受賞されました。

<当協会関係で受賞された方>（敬称略）

地 方 功 労 者：北 敏彦（株式会社吉田組）

須磨 徳裕（株式会社吉川ゼネラルソリューション）

堀江 佳史（紀北はしもと法律事務所）

優 良 事 業 所：株式会社吉川ゼネラルソリューション

地方優良事業所：紀陽建設株式会社

株式会社小森組

藤田株式会社

株式会社大瀧商店

株式会社和歌山建材リサイクルセンター

優 良 従 事 者：小高 潔（株式会社和歌山建材リサイクルセンター）

## 3-② 会議報告

### ○第69回理事会

開催日：令和6年1月12日（金）

場 所：明治記念館・孔雀の間

議 題：＜協議事項＞

- （1）令和6年度事業計画事務局素案について
- （2）次期役員改選等のスケジュールについて
- （3）令和5年度産業廃棄物適正処理推進センター基金への出捐について
- （4）その他

### ○令和5年度全国正会員事業研修（web会議）

開催日：令和6年2月7日（木）

議 題：＜研修テーマ＞

- （1）インボイス・電子帳簿保存法
- （2）ハラスメント研修

### ○令和5年度第2回全国正会員事務局責任者会議（ハイブリッド開催）

開催日：令和6年2月16日（金）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室

議 題：＜報告事項＞

- （1）令和6年度事業計画骨子案について
- （2）産業廃棄物処理検定C B T方式への変更について
- （3）令和6年度の許可等講習会について
- （4）令和6年度の安全衛生事業について

### ○第70回理事会（ハイブリッド開催）

開催日：令和6年3月12日（火）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室

議 題：＜決議事項＞

- 第1号議案 令和6年度事業計画及び収支予算の決定について
- 第2号議案 令和5年度産業廃棄物適正処理推進センター基金への出損の決定について
- 第3号議案 令和6年度適正処理推進事業等活動支援金の交付について
- 第4号議案 令和6年度表彰選考委員会委員の委嘱について

○第71回理事会（ハイブリッド開催）

開催日：令和6年5月21日（火）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室

議 題：＜決議事項＞

第1号議案 第14回定時総会の開催及び運営について

第2号議案 第14回定時総会の提出議案について

令和5年度事業の報告及び令和5年度決算承認の件  
並びに監査報告

第3号議案 次期役員候補者名簿について

第4号議案 表彰選考委員会の選考結果について

＜協議事項＞

・賛助会員への加入の承認について（環境デジタルソリューション㈱）

○第72回理事会（ハイブリッド開催）

開催日：令和6年7月9日（火）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室

議 題：＜決議事項＞

第1号議案 地域協議会役員について

第2号議案 委員会委員及び部会運営委員の選任について

第3号議案 保存期間経過後会計関係書類の処分について

＜協議事項＞

・令和6年度「第20回産業廃棄物と環境を考える全国大会」（令和6年11月15日）の開催について

・マニフェスト製造価格改定の要請について

＜報告事項＞

（1）第14回定時総会報告について

（2）令和6年度産業・資源循環議員連盟総会の概要について

（3）次回理事会その他の日程について

### 3-③ 全国産業資源循環連合会政治連盟

#### ○第61回理事会

開催日：令和6年1月12日（金）

場 所：明治記念館・蓬莱の間

議 題：（1）政治連盟第22回代議員会の開催について

（2）政治連盟第22回代議員会の提出議案について

第1号議案 2023年活動報告（案）及び収支決算報告（案）

第2号議案 2024年 2025年代議員及び理事・監事の選出

第3号議案 2024年活動計画（案）及び収支予算（案）

（3）産業・資源循環議員連盟会議について（結果）

（4）その他

#### ○第22回代議員会（ハイブリッド開催）

開催日：令和6年3月12日（火）

場 所：（公社）全国産業資源循環連合会 会議室

出席者：名誉会長（政治連盟理事長）

議 題：第1号議案 （1）2023年活動報告（案）及び収支決算報告（案）

（2）2024年 2025年代議員及び理事・監事の選出について

（3）2024年活動計画（案）及び収支予算（案）について

（4）その他

#### ○第62回理事会

開催日：令和6年6月14日（金）

場 所：明治記念館「かしわ・あやめの間」

議 題：（1）産業・資源循環議員連盟への要望について

（2）全国産業資源循環連合会政治連盟の活動報告について

（3）その他

### 3-④ 近畿地域協議会

○開催日：令和6年1月30日（火）

場 所：ホテルグランヴィア和歌山（和歌山県）

出席者：会長、名誉会長、副会長4名、専務理事兼事務局長、理事6名

情報交換：近畿地域の府県協会による労働安全衛生の取組みについて

労働安全衛生の推進について

中央労働災害防止協会 専門役 北榮 比呂志 氏

情報提供：サーキュラーフィールドOSAKA（大阪府エコタウン）の新規公募について

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課

総括主査 田中 徳人 氏

議 題：（1）公益社団法人全国産業資源循環連合会の活動について

（2）令和6年度（公社）全国産業資源循環連合会功労者表彰及び優良事業所  
表彰推薦書について

（3）次回開催

開催日時：令和6年7月12日（金）

開催協会：滋賀県

（4）その他



○開催日：令和6年7月12日（金）

場 所：琵琶湖ホテル（滋賀県）

出席者：会長、副会長3名、専務理事兼事務局長

講 演：環境省における資源循環に向けた取組（再資源化事業等高度化法）について

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

課長 松田 尚之 氏

議 題：（1）公益社団法人全国産業資源循環連合会の活動について

（2）報告事項

全国産業資源循環連合会の役員等の推薦及び表彰者の推薦について

（3）次回開催

開催日時：令和7年1月31日（金）

開催協会：京都府

（4）その他

## 4 行政ニュース

### 4-① 食品ロス削減に関する県の取り組みについて

和歌山県循環型社会推進課

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことをいいます。令和4年度の推計値では日本国内で年間約472万トンの食品ロスが発生しており、国民一人当たりで換算すると、おにぎり1個分のご飯に近い量の食品ロスが毎日発生していることとなります。

食品ロスは食べものを無駄にするだけではなく、水分を含む食品を焼却する際に多くのエネルギーを使い、かつ二酸化炭素が発生するなど、環境への影響が考えられます。

県では、食品ロス削減に係る機運を醸成するため、令和5年度から、食品ロス削減に取り組む事業者等の登録制度を開始しています。

また、県内の学校や地域の集まりに出向き食品ロスに関する出前講座を実施しています。

#### ・【事業者向け】プラごみ・食ロス削減事業者登録制度

令和4年度から実施しているプラスチックごみ削減協力事業者制度をバージョンアップさせ、食品ロス削減のための具体的な取組を実践する事業所・団体等についても登録し、県のホームページでご紹介させていただきます。

登録いただくと登録証とステッカーを交付します。



募集期間：随時受付しています。

登録対象：県内で事業活動を行う事業所・団体のうち、プラスチックごみ削減や食品ロス削減の取組を1つ以上実践する事業所等。

(食品ロス削減の取組例) 職場内でのフードドライブの実施等。その他の取組例についてはP23のチラシをご参照ください。

※プラスチックごみ削減のみ、食品ロス削減のみでも登録可。どちらも取り組んでいる事業所等も登録可。

詳細は県循環型社会推進課のホームページをご覧ください。



#### ・出前講座

県内の学校や地域の集まりに出向き、食品ロスの概要や削減方法についての出前講座を実施しています。食品ロスのほかにも、災害廃棄物やプラスチックごみ問題等の講座も実施していますので、職場内の研修等に是非ご利用ください。

# プラスチックごみ削減、食品ロス削減に取り組む事業所や団体を登録します

## 登録対象

和歌山県内で事業活動を行っている事業所、団体等のうち、「取組項目」の中から、1つ以上を実践する事業所等

### <プラスチックごみ削減の取組項目>

#### プラスチック製品の削減

(例)

##### 事業所等での取組

- レジ袋の削減
- プラスチック製ストロー等の無償提供見直し
- 詰め替え商品の製造、販売
- 簡易包装による販売 など



##### 従業員個人の取組

- マイボトル、マイバッグの使用 など



#### プラスチックリサイクルの推進

(例)

- プラスチックごみの分別と適正処理
- 再生プラスチック製品の活用
- ペットボトル、食品トレー等の店頭回収 など



#### 代替素材の活用

(例)

- 代替素材(バイオプラスチック、紙等)を使用した製品の製造、販売、使用 など



#### その他の取組

(例)

- 地域の清掃活動に参加する
- プラスチックごみ削減に関する普及啓発(職場研修を含む) など



### <食品ロス削減の取組項目>

#### 食品ロスにしない製造の工夫

(例)

- 食材の廃棄を減らすための製造工程の見直し
- 加工の工夫による食品ロスの削減
- 容器包装の工夫による賞味期限の延長
- 賞味期限の年月表示化 など

#### 商慣習の見直し

(例)

- 納品期限の緩和 ●販売期限の見直し など



#### 飲食店等での食べきりの工夫

(例)

- 小盛メニュー、ハーフサイズメニューなどの量の調整
- 持ち帰りへの対応
- 食べきりを推進するポスターの掲示 など



#### 食品ロスにしない販売等の推進

(例)

- 小分け販売やばら売り ●季節商品の予約販売
- 売りきりの工夫(閉店間際の割引販売等) など



#### フードバンク活動への協力

(例)

- 余剰食品のフードバンクへの寄附 ●フードドライブの実施 など



#### 食品廃棄物のリサイクル

(例)

- 食べ残しや調理くずのたい肥化 ●バイオマス発電 など



#### その他の取組

(例)

- 規格外食材等の活用 など

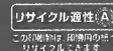


申請・問合せ先

## 和歌山県 循環型社会推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1  
TEL: 073-441-2675 FAX: 073-441-2685

E-mail: e0318001@pref.wakayama.lg.jp  
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/index.html



この印刷は、植物由来のインキを使用しています。

## 登録方法

- ① 県ホームページから様式をダウンロード、記入してください。
- ② 県庁循環型社会推進課に提出してください(メール、郵送、FAX)。

実施要領・登録様式はこちらから



※下欄に直接記入していただくこともできます。

## 登録すると

- ① 和歌山県ホームページ等で紹介します。
- ② 登録証及びステッカーを交付します。



ステッカーイメージ

## 登録申請書

申請日		年	月	日
所在地				
事業所 団体名			代表者 氏名	
取組内容のHP掲載 <input type="checkbox"/> 希望する ※県HPからリンクします。 事業所・団体HPのURL ( ) <input type="checkbox"/> 希望しない			メールアドレス	
<b>プラスチックごみ削減の取組</b> 該当する取組項目に○をつけて、具体的な取組内容を記入してください。			<b>食品ロス削減の取組</b> 該当する取組項目に○をつけて、具体的な取組内容を記入してください。	
① プラスチック製品の削減 ( )			① 食品ロスにしない製造の工夫 ( )	
② プラスチックリサイクルの推進 ( )			② 商慣習の見直し ( )	
③ 代替素材の活用 ( )			③ 飲食店等での食べきりの工夫 ( )	
④ その他の取組 ( )			④ 食品ロスにしない販売等の推進 ( )	
			⑤ フードバンク活動への協力 ( )	
			⑥ 食品廃棄物のリサイクル ( )	
			⑦ その他の取組 ( )	
<b>遵守事項</b> (下記項目を確認の上、チェックを入れてください) <input type="checkbox"/> 当申請者又はその役員は、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等に該当しません。また、これらと密接な関係を有していません。				

申請  
問合せ先

## 和歌山県 循環型社会推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1  
TEL : 073-441-2675 FAX : 073-441-2685

E-mail : e0318001@pref.wakayama.lg.jp  
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/index.html

## 4-② 産業廃棄物収集運搬業許可申請等に係る書類の簡略化について

和歌山県循環型社会推進課

### 1 添付書類の省略制度について

産業廃棄物収集運搬業や処分業に係る許可申請や届出には、次のような添付書類を省略できる制度がありますので、御活用ください。

#### (1) 先行許可制度

許可申請の際、先行許可証※の原本を提示し、そのコピーを添付すれば、次の書類が省略できます。

- 住民票の写し、登記されていないことの証明書
- 株主（法人）の履歴事項全部証明書

※先行許可証・・・先行許可制度を利用せず取得した許可証であって、許可の日から5年を経過しないもの。特管産廃の許可証や処分業の許可証、他府県の許可証も利用可。ただし、更新申請の場合、更新前の許可証は不可

#### (2) 重複書類の省略制度

同時に2つ以上の申請又は届出をする場合に重複する書類がある場合は、1つの申請書（又は届出書）にその書類を添付すれば、残りの申請書（又は届出書）への添付は省略できます。

### 2 押印の廃止について

産業廃棄物収集運搬業に係る許可申請や届出については、これまで原則押印を不要とし、「委任状」及び「使用権原を証する書類」に限り押印を求めていましたが、令和6年6月24日以降、すべての書類への押印を不要としました。

詳しくは、和歌山県循環型社会推進課のホームページをご覧ください。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/032200/syu-un.html>)



## 4-③ アスベストの事前調査における資格の義務化について

和歌山県環境管理課

### ◆ アスベストとは

アスベスト（石綿）は、耐火、耐熱、防音等の性能に優れた天然の鉱物で、安価で加工しやすいことから、多くが建築材料に使用されてきました。吸引することにより肺がんや中皮腫等の健康被害を引き起こすため、日本では、現在、製造・使用等が禁止されていますが、過去に使用されたものの多くは建築物等に残存しています。

### ◆ 建築物等の解体・改修時には事前調査（アスベストの有無）が必要です

建築物等の解体・改修時には事前調査が義務付けられており、一定規模以上の工事はシステムによる結果報告が必要です。事前調査の報告をせず、もしくは虚偽の報告をした場合は30万円以下の罰金が科せられます。

### ◆ 資格者等による事前調査が義務化されました

令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体・改修工事から、資格者等による事前調査が義務付けられました（別添チラシ参照）。建築物の解体・改修時には資格者等による事前調査の徹底をお願いします。

### ◆ アスベストを含む建材を使用した建物を解体・改修する際には

建築物等の解体等作業を行う際において、対象建築物にアスベスト含有建材がある場合は、大気汚染防止法に定められている作業基準を遵守の上、飛散防止対策の徹底をお願いします。

アスベスト含有吹付け材、保温材・断熱材・耐火被覆材を除去する場合は、県又は和歌山市への事前届出が必要です。

建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

## 石綿（アスベスト）関連規制が改正 されました

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際<sup>※1</sup>は、資格者等による事前調査<sup>※2</sup>の実施が義務付けられます。



### 事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者（特定調査者）
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者（一般調査者）
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て等調査者）<sup>※3</sup>
- ④ 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。

建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

- ※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。
- ※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすことになります。
- ※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。



水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  
TEL03-3581-3351（代表）  
<http://www.env.go.jp/>（令和5年7月）

資格を取得するためには、登録講習機関が実施する講習を受講し修了する必要があります。

### 登録講習機関（令和3年7月末現在）

- ◆（一社）日本環境衛生センター
- ◆（一社）環境科学対策センター
- ◆建設業労働災害防止協会
- ◆（一社）日本石綿講習センター
- ◆中央労働災害防止協会 東京安全衛生教育センター
- ◆中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
- ◆（一社）茨城労働基準協会連合会
- ◆（一社）三重労働基準協会連合会
- ◆（公社）石川県労働基準協会連合会
- ◆（公社）東京労働基準協会連合会
- ◆（一社）企業環境リスク解決機構
- ◆建設業労働災害防止協会 神奈川支部
- ◆（株）安全教育センター
- ◆建設業労働災害防止協会 宮城県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 新潟県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 長野県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 愛知県支部
- ◆建設業労働災害防止協会 千葉県支部
- ◆（公社）岩手労働基準協会

講習の詳細や最新の登録講習機関情報は、厚生労働省のウェブサイトからご確認ください。  
※最新の登録状況は各都道府県労働局にお問い合わせください



### 講習内容

種別	講習内容	受講資格
特定調査者	講義（11時間）、実地研修、筆記試験、口述試験	一般調査者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一般調査者	講義（11時間）、筆記試験	石綿作業主任者、建築に関して一定以上の実務経験を有する者、等
一戸建て等調査者	講義（7時間）、筆記試験	一般調査者と同じ

◆ 講習のスケジュールはそれぞれの講習登録機関のウェブサイトを参照してください

### 注意点

- ◆ 事前調査を適切に実施するため、義務づけ適用以前においても、資格者等が事前調査を行うことが望ましいです。
- ◆ 解体等工事を行う建築物が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手したことが書面により明らかである場合は、資格者等による調査を行う必要はありません。
- ◆ 自主施工者である個人が、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、資格の有無に係らず自ら事前調査を行うことができます。

## 4-④ フロン類の回収が確認できない機器の引き取りは違法です

～建築物解体時や機器引取時において、フロン類の適正な処分をお願いします～

和歌山県環境管理課

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下「フロン排出抑制法」という。)により、製造から廃棄まで包括的な排出抑制対策が求められています。

特に、業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵機器及び業務用冷凍機器は、フロン類を扱う第一種特定製品として規制されており、法に基づきフロン類を確実に回収する必要があります。

### 【建設・解体業者の皆様】

～建物解体時には事前確認が必要です～

建築物等の解体工事の元請業者は、第一種特定製品の有無を確認の上、工事発注者に「事前確認書」で説明し、その書面の写しを3年間保存しなければなりません。

また、事前確認の結果、第一種特定製品があり、廃棄する場合には、機器に充填されているフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければなりません。

### 【廃棄物・リサイクル業者の皆様】

～フロン類が回収されたことを確認できない機器の引取りは、法で禁止されています～

機器を引き取る際は、引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認してください。

なお、第一種フロン類充填回収業者として自らフロン類を回収する場合は、引き取りが可能です。

※家庭用の製品についても、家電リサイクル法、廃棄物処理法によりフロン類の回収が義務づけられています。

### 罰則の強化

フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金などの、刑事罰の対象となります。業務用のフロン類使用機器を処分する際は、十分にご注意ください。

問い合わせ先 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

電話 073-441-2688

建設・解体業者の皆様へ

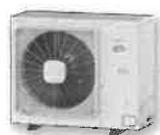
フロン排出抑制法の改正により

2020年  
4月施行

# 建物解体時の 規制が強化されました。

フロン排出抑制法の  
対象となる機器

業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器のうち、  
フロン類が  
使われているもの



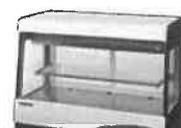
店舖用エアコン



ビル用  
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用  
ショーケース

など

## 建設・解体業者

やるべきこと

- 1 解体する建物において業務用のエアコン・  
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、  
その結果を書面で発注者に説明。

**改正点** その書面の写しを3年間保存。

- 2 フロン類の回収を充填回収業者に依頼。  
(工事の発注者から充填回収業者への  
フロン類引渡しを受託した場合)

- 3 フロン類が回収されていることを確認し  
廃棄物・リサイクル業者に  
機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、  
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

## 工事の発注者



**改正点**

フロン類を未回収のまま行う  
機器廃棄は直接罰の対象。

**違反した場合、  
50万円以下の罰金**

## 廃棄物・ リサイクル業者



**改正点**

フロン類の回収が確認でき  
ない機器の引取りは禁止。

**違反した場合、  
50万円以下の罰金**

# ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら…

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

## 機器がある場合

## 機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書を受け、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。  
 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

○充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

充填回収業者\*



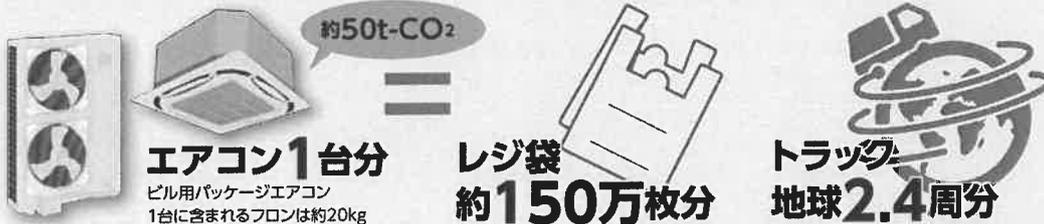
フロン類を回収し、引取証明書を発行します。  
 ※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

引取証明書(写し)

- 廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。  
**引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!**
- ※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

## フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



### ■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により  
フロン類の回収が確認できない機器の  
**引取りは禁止されました。**

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

### 対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき

または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき  
は引き取ることができます。

### 対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

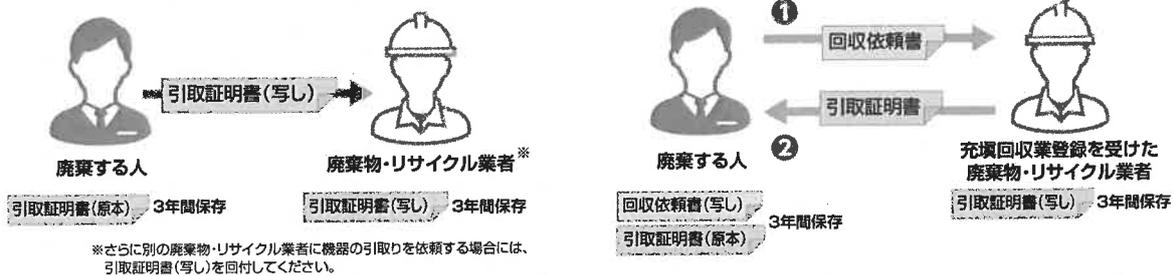
※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

**Q** 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

**A** 主に以下の場合に引取りが可能です。

**① 引取証明書を受け取った場合**

**② 自らフロン類を回収する場合**



**Q** 家庭用の製品はどのように処分したらよいのでしょうか？

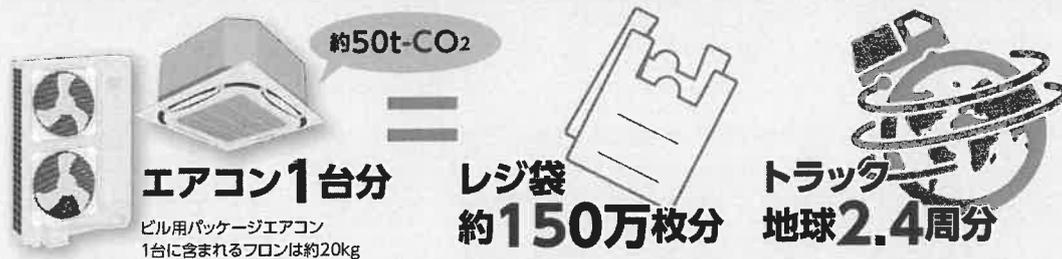
**A** 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。  
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

**Q** 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいのでしょうか？

**A** 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

## フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



### ■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)



## 4-⑤ 土壤汚染対策法について

和歌山県環境管理課

### 土壤汚染対策法について

土壤汚染対策法は、土壤汚染の状況の把握や土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的とした法律で、平成15年2月から施行されています。

#### ★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書について

一定の規模※以上の土地の形質の変更を実施する際は、着手日の30日前までに届出が必要です。届出をせずに、当該土地の形質の変更に着手した場合には罰則があります。

※一定の規模…有害物質使用特定施設が設置されている土地については900㎡  
それ以外の土地は3,000㎡

#### ★ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書のオンライン手続きの開始について (届出する土地が和歌山市内の場合を対象外)

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の手続きについて、和歌山県電子申請システムを利用したオンライン手続きを開始しました。

必要書類や手続き方法については、県庁環境管理課 HP 及び電子申請システムに記載していますので、ご確認ください。



【県庁環境管理課 HP】



【電子申請システム】

◇ 県庁環境管理課 HP

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/dojo/index.html>

◇ 電子申請システム

<https://logofrom.jp/form/WEVN/546398>

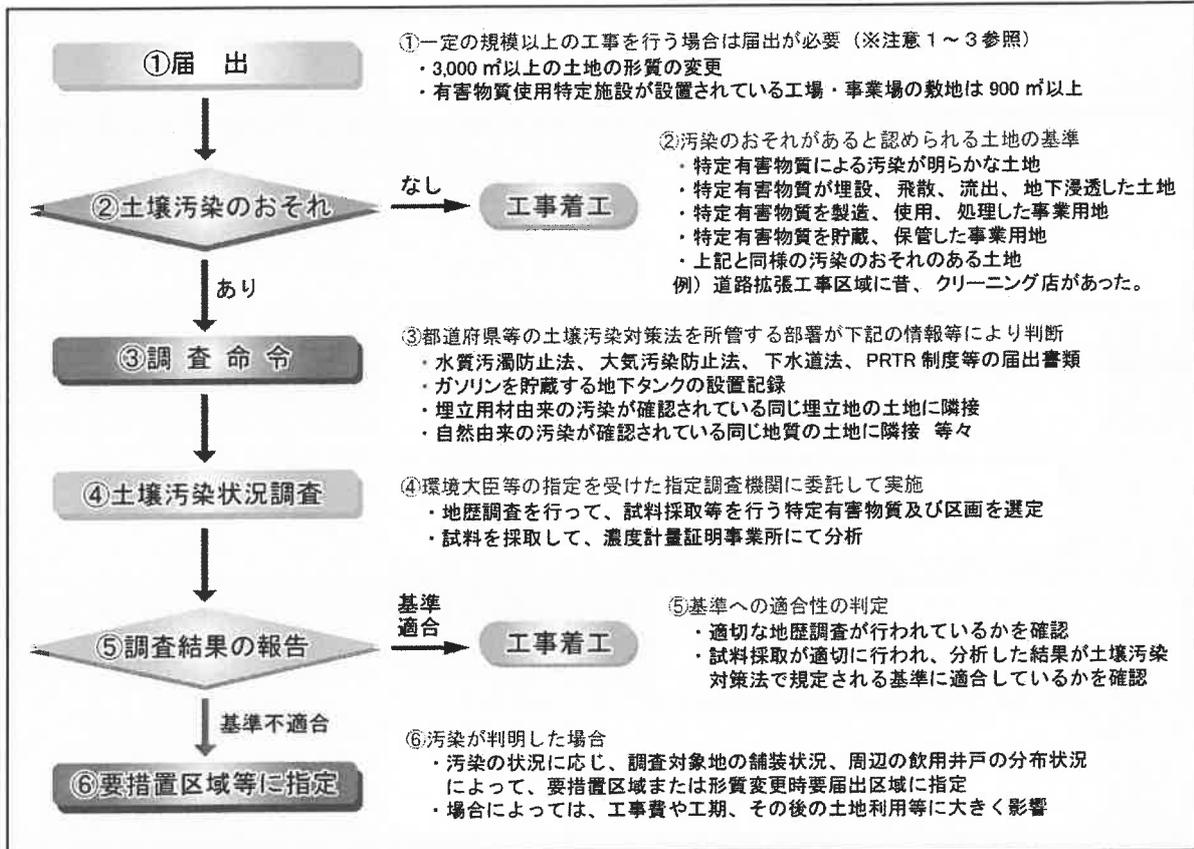
# 工事に係る土壤汚染対策法の届出をお忘れなく！

～3,000 m<sup>2</sup>（又は900 m<sup>2</sup>）以上の土地の形質の変更を行う場合は、事前の届出が必要です～

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第1項の規定に基づき、一定の規模以上の土地の形質の変更（工事）を行う場合、着工の30日前までに都道府県知事等に届出が必要です。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者は、同法第66条第2号の規定により、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処されます。

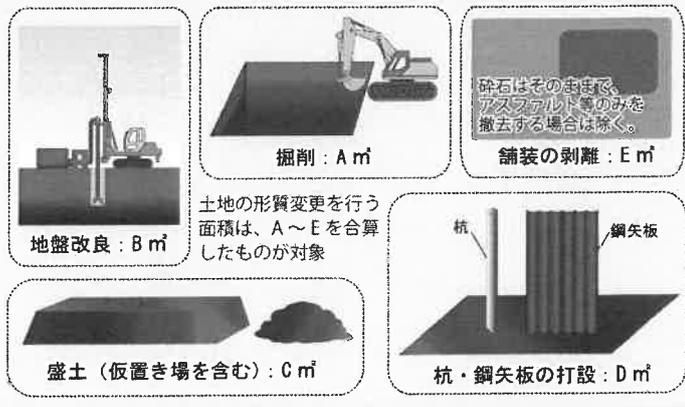
## <法第4条第1項の手続の流れ>



## 注意1：土地の形質の変更の対象

面積要件には盛土、土壌の仮置き、舗装の撤去・敷設、地盤改良などの区域も加算します。また、50cm以上の掘削の判断には杭打ち、鋼矢板打設なども含みます。

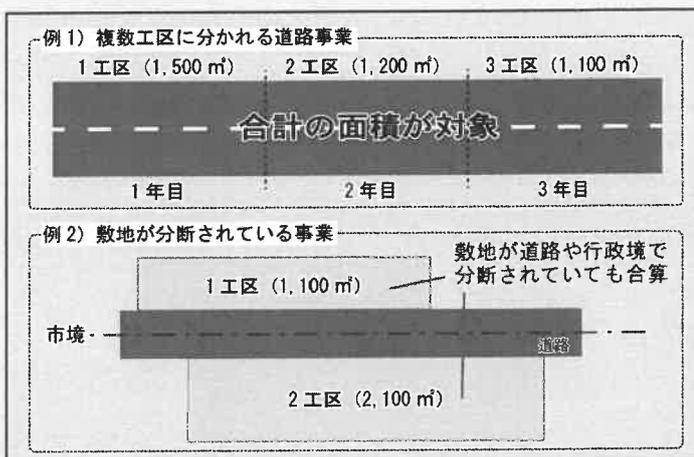
※原地盤の形質が変更されるか否かで判断して下さい。掘削の行為だけが対象ではないことにご注意下さい。



**注意 2 : 一体と見なすことができる工事は総面積でカウント**

一体と見なすことができる工事は、工区（発注年度）が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。

<一体と見なすことができる工事の定義>  
「同一の事業の計画や目的の下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断」（環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知 平成 31 年 3 月 1 日より抜粋）



**注意 3 : 対象外になる工事は 3 要件とも該当すること**

届出対象外となる軽易な行為とは、3 要件のいずれにも該当する必要があります。

- ・ 土地の形質の変更を行う土地の区域外に土壌を搬出しない。
- ・ 土地の形質の変更に伴い土壌の飛散または流出が生じない。
- ・ 土地の形質の変更に係る部分の深さ（掘削深度）が全て 50cm 未満である。

なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません。

**未届事案を防止するための取組事例**

- ・ 開発行為に係る法手続のチェックリストの作成
- ・ 予算編成にあたっての留意事項に係る資料の作成
- ・ 部内で届出の対象となる工事の年間予定表を作成
- ・ 国等のパンフレット等を用いた職員の勉強会の開催
- ・ 建築確認申請前の手続リストへ土壌汚染対策法の届出を追加
- ・ 開発行為に係る他の法手続を契機に職員間で注意喚起



**<開発行為に係る届出等が規定されている法令の例>**

都市計画法（第 29 条関係）	農地法（第 4 条、第 5 条関係）	騒音規制法（第 14 条関係）
建築基準法（第 6 条関係）	農業振興地域整備法（第 15 条関係）	振動規制法（第 14 条関係）
工場立地法（第 6 条関係）	宅地造成等規制法（第 8 条関係）	森林法（第 10 条、第 34 条関係）
土地改良法（第 96 条関係）	急傾斜地崩壊防止法（第 7 条関係）	文化財保護法（第 93 条関係）
道路法（第 24 条関係）	自然公園法（第 20、21、33 条関係）	地方自治体ごとの各種条例等

※届出の有無の判断に迷う場合などは、土壌汚染対策法を所管する都道府県又は政令市の各担当部署 (<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/mado.html>) にお問い合わせ下さい。

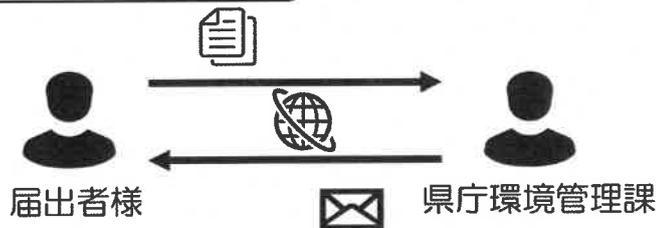
環境省水・大気環境局土壌環境課



# 土 壌 汚 染 対 策 法 オンライン手続きの開始のお知らせ

- ・ 3,000㎡以上の土地の形質の変更を伴う工事をする場合、土壌汚染対策法に基づき、着手の30日前までに届出が必要です。
- ・ 和歌山県の電子申請システムを利用することで「一定の規模以上の土地の形質の変更届出」の手続きがオンラインでも可能となりました。
- ・ 従来どおり、紙媒体による手続きも可能です。
- ・ 紙媒体の場合でも県庁環境管理課に提出していただけます。

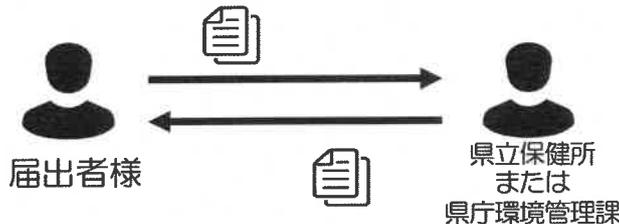
## オンライン手続きの場合



【和歌山県電子申請システムを利用した手続きとなります】

- ・ 書類の提出は電子申請システムを経由して行っていただきます。
- ・ 書類の補正等の連絡や審査終了のお知らせは県庁環境管理課から連絡します。審査終了のお知らせは電子書面で通知文を発行します。

## 紙媒体の手続きの場合



- ・ 書類の受付は、県立保健所または県庁環境管理課が行います。  
(※受付を行う県立保健所は、土地の形質の変更をする場所を管轄する保健所です。  
例：紀の川市→岩出保健所、上富田町→田辺保健所)
- ・ 書類の補正等の連絡や審査終了のお知らせは書類を受け付けた保健所又は県庁環境管理課から連絡します。審査終了のお知らせは紙媒体で通知文を手交します。

### 【手続きにおける注意点】

- ・ 紙媒体による手続きの場合で、県立保健所又は県庁環境管理課に必要書類を提出する際は、担当者不在を避けるため、あらかじめの電話連絡にご協力ください。
  - ・ 必要書類の有無の確認・作成にあたっては、県庁環境管理課HP又は電子申請システムに掲載している届出書作成の手引きをご確認ください。
- ※届出対象範囲が和歌山市内の場合は、和歌山市環境政策課に手続き方法をご確認ください。

お問い合わせ先：和歌山県庁環境管理課 環境保全班 TEL：073-441-2683

和歌山県環境管理課土壌汚染対策法ホームページ

URL： <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032100/dojo/index.html>

和歌山県電子申請システム

URL： <https://logoform.jp/form/WEVN/546398>



県庁環境管理課  
ホームページ



電子申請  
システム

# 『和歌山県部落差別の解消の推進』

## 和歌山県は、部落差別の解消を推進し、部落



### なぜ、条例を制定したの？

和歌山県では、これまでも様々な施策に取り組んできた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、結婚などに際して同和地区かどうかを問い合わせたり、インターネット上に同和地区やその関係者を忌避・排除する書き込みをしたりするなどの部落差別が発生しています。

このような状況を踏まえ、行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目指して、条例を制定しました。

部落差別を  
なくそう！



### 条例の主な内容は？

#### ■ 基本理念

- 部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってはけません。
- 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消に取り組みましょう。

~~誹謗中傷  
落書き  
身元の調査~~

#### ■ 部落差別の禁止

- インターネットを利用した部落差別を行ってはけません。
- 結婚及び就職に際しての身元の調査による部落差別を行ってはけません。
- 個人を誹謗中傷する発言や落書きその他あらゆる行為による部落差別を行ってはけません。

#### ■ 県、県民、事業者の責務を規定

- 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別のない社会を実現するために定めました。

#### ■ 特定電気通信役務提供者（プロバイダ）の責務を規定

- プロバイダ自身が、インターネット上に投稿された情報により部落差別が行われていることを確認した場合は、当該情報を削除いただくことを求めています。



# 『に関する条例』の概要 (公布・施行:令和2年3月24日) (改正:令和2年12月24日,令和5年12月26日)

## 差別のない社会の実現を目指しています。

### 県はどのような取組をするの?

#### ■教育及び啓発

- すべての人に部落差別に関する理解と認識を深めていただくため、教育及び啓発を実施します。

#### ■相談体制の充実

- 部落差別に関する相談に対応します。  
また、部落差別に関する相談に応じるため、相談体制の充実を図ります。

#### ■部落差別を行った者への対応等

- 市町村と連携して、部落差別を行った人に対し、部落差別を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導します。
- 部落差別を行った人が指導に応じない場合には、部落差別をやめ、今後行わないよう強く求める勧告を行います。
- 結婚及び就職に際しての身元の調査等による部落差別を行った県内事業者が勧告に従わない場合は、公表を行います。

#### ■実態把握

- 部落差別に関する意識調査など、必要な調査を行います。



### 県民や事業者に求められることは?

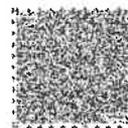
#### ■人権尊重の社会づくりの担い手として、部落差別の解消の推進に協力してください。

##### <県民・事業者の方へ>

- 県民の皆さんは、率先して部落差別の解消のために取り組むようお願いします。
- 事業者の皆さんは、自社の従業員の人権意識の高揚を図るための研修などを行うようお願いします。
- 行政が実施する講演会や研修会、啓発活動に参加をお願いします。



協力します!



## 和歌山県内の人権全般・部落差別に関する相談窓口

名称	問い合わせ先	相談時間
人権ホットライン〔公財〕和歌山県人権啓発センター	TEL.073-421-7830 FAX.073-435-5421	月～金曜(9:00～16:00)
和歌山県共生社会推進部人権局人権政策課	TEL.073-441-2563 FAX.073-433-4540	月～金曜(9:00～17:45)
海草振興局地域づくり部総務県民課	TEL.073-441-3344 FAX.073-432-7837	月～金曜(9:00～17:45)
那賀振興局地域づくり部総務県民課	TEL.0736-61-0006 FAX.0736-61-0007	月～金曜(9:00～17:45)
伊都振興局地域づくり部総務県民課	TEL.0736-33-4900 FAX.0736-33-4916	月～金曜(9:00～17:45)
有田振興局地域づくり部総務県民課	TEL.0737-64-1257 FAX.0737-64-1256	月～金曜(9:00～17:45)
日高振興局地域づくり部総務県民課	TEL.0738-24-2936 FAX.0738-24-2906	月～金曜(9:00～17:45)
西牟婁振興局地域づくり部総務県民課	TEL.0739-26-7909 FAX.0739-26-7962	月～金曜(9:00～17:45)
東牟婁振興局地域づくり部総務県民課	TEL.0735-21-9650 FAX.0735-21-9636	月～金曜(9:00～17:45)
法務省 みんなの人権110番*	TEL.0570-003-110	月～金曜(8:30～17:15)

※全国共通の人権相談ダイヤルです。おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。  
 ※発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。  
 ※一部のIP電話等からは利用できない場合がありますので、その場合は、下記の常設相談所へ。



- ・和歌山地方法務局人権擁護課 ☎073-422-5131
- ・和歌山地方法務局橋本支局 ☎0736-32-0206
- ・和歌山地方法務局御坊支局 ☎0738-22-0335
- ・和歌山地方法務局田辺支局 ☎0739-22-0698
- ・和歌山地方法務局新宮支局 ☎0735-22-2757

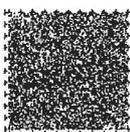


※上記のいずれの機関も、祝日及び年末年始は除きます。

問い合わせ先

和歌山県 共生社会推進部 人権局 人権政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
 TEL.073-441-2560 FAX.073-433-4540



植物油インク(ベジタブルインク)は、再生可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で作られたインクです。

詳しくはこちら

和歌山県 部落差別解消推進条例



令和6年1月改訂



## 5 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会活動

### 5-① 【かつらぎ町】と【太地町】に車いすを寄贈

当協会では、平成17年から日常的にあまり関わりのない会員相互の親睦・交流を図る事を目的として、毎年、春秋の2回「親睦チャリティーゴルフコンペ」を開催しています。開催回数を重ね、参加者も増加し、最近では、10組を超える規模での盛大な開催になっています。また、平成19年からは、「親睦チャリティーゴルフコンペ」開催時に参加者の方々に募金活動にご協力をいただき、社会貢献事業として「福祉の向上」に寄与することを目的に和歌山県下の各市町村に「車いす寄贈」を行っています。

緑あふれるゴルフ場で、顔を合わせたことのない会員様や役員様と同組でゴルフを楽しむ、ゴルフ終了後は、ダブルペリア方式により優勝やブービー、バスグロ、ニアピンなど記念品を用意し、懇親会を兼ねた表彰式を行い社会貢献も行っている親睦・交流事業となっています。

#### 【かつらぎ町】

令和5年11月1日（水）「第7回親睦チャリティーゴルフコンペ」（南紀白浜ゴルフ倶楽部）開催での募金による「車いす寄贈」（24市町村目）は、令和6年1月11日（木）に赤井支部長（紀北支部）、和田専務理事、地元会員でかつらぎ町役場を訪問し、中阪雅則町長にお渡ししました。町長からは、車いすのお礼と当協会の取り組みについて聞かれ、災害時における廃棄物処理の協力体制について前向きな話ができ、不法投棄についても困っているとのことで、今年度の不法投棄巡回パトロールをかつらぎ町で実施することになりました。



#### 【太地町】

令和6年5月9日（木）「第8回親睦チャリティーゴルフコンペ」（有田リソルゴルフクラブ）開催での募金による「車いす寄贈」（25市町村目）は、令和6年6月28日（金）に北支部長（御坊・田辺支部）、南支部長（紀南支部）、和田専務理事で太地町役場を訪問し、漁野洋伸副町長にお渡ししました。副町長からは、車いすのお礼と串本町の現状や地域の説明がありました。協会からは、当協会の活動や災害時における対応について太地町には協会会員はいないがご協力出来ることをお伝えしました。



## 5-② 支部研修会

令和5年度支部研修会では、和歌山県循環型社会推進課から「台風2号に伴う線状降水帯の大雨による災害における災害廃棄物処理について」、環境管理課から「建築物の解体・改修工事における資格者等による事前調査の義務化について」、独立行政法人中小企業基盤整備機構から「中小企業のカーボンニュートラルについて」ご講演いただいた後、当協会から「産業廃棄物処理業の許可に係る欠格要件について」説明を行いました。

### ◇研修会開催スケジュール

支部	日時	場所	参加者
紀南支部	令和6年1月24日(水) 午後1時30分～午後4時30分	新宮市 (東牟婁振興局)	13名 (12社)
御坊・田辺支部	令和6年1月25日(木) 午後1時30分～午後4時30分	上富田町 (上富田文化会館)	27名 (24社)
紀北支部	令和6年2月14日(水) 午後1時30分～午後4時30分	紀の川市 (粉河ふるさとセンター)	15名 (12社)
和歌山支部 海南・有田支部	令和6年2月15日(木) 午後1時30分～午後4時30分	和歌山市 (プラザホープ)	31名 (25社)

合計73社86名が受講されました。

### ◇研修会テーマ

- (1) 台風2号に伴う線状降水帯の大雨による災害における災害廃棄物処理について

講師：(紀南支部) 和歌山県循環型社会推進課 副課長 高尾 明宏

(御坊・田辺支部) " 地域環境推進班 班長 山本 雄之

(紀北、和歌山、海南・有田支部) " " 副主査 井平 達也

- (2) 建築物の解体・改修工事における資格者等による事前調査の義務化について

講師：和歌山県環境管理課 企画指導班 主事 福永 健一

- (3) 中小企業のカーボンニュートラルについて

講師：独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業アドバイザー 鷹羽 毅

- (4) 産業廃棄物処理業の許可に係る欠格要件について

講師：専務理事 和田 年晃



御坊・田辺支部



和歌山、海南・有田支部

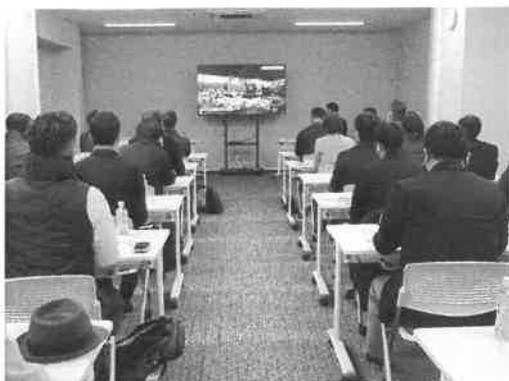
## 5-③ 県外視察研修会

令和6年2月29日（木）～3月1日（金）、24名が参加して、県外視察研修会を実施しました。

1日目は兵庫県三木市の大栄環境㈱三木リサイクルセンターを訪問しました。三木リサイクルセンターは、大栄環境グループの西の拠点として、収集運搬・中間処理・再資源化・最終処分をワンストップで事業展開されています。

はじめに、昨年5月に稼働を開始した三木バイオマスファクトリーの1階会議室で概要説明を受けたあと、木くずや食品残さ等のバイオマス資源と汚泥や廃油、廃プラスチックなどのさまざまな廃棄物を混焼する施設を見学しました。三木バイオマスファクトリーは特に発電能力を高める設備を導入して、440 t/日（220 t×2基）の処理能力でグループ最大の発電能力を実現し、三木リサイクルセンターの施設で使用する全ての電力を賄い、余剰電力は売電しています。

その後、RPF製造施設・コンクリートガラ再生施設・木くずチップ化施設など多数のリサイクル施設のあるセンター内をバスで回り、家電・電子機器類資源回収施設、管理型最終処分場ではバスを下車して見学しました。中学校の職業体験も受入れており、家庭ではできない「家電の解体」を体験した中学生の感想は「楽しい！」だそうです。また、こどもイベントの開催や、敷地内の「憩いの施設」にある入浴施設は社員の福利厚生としてだけでなく、近隣住民の方に無料で開放していて、地域との共生を大事にされています。また隣接にはイオングループ農場があり、イオングループ店からの廃棄食品を堆肥化し、その堆肥をイオングループ農場が買取り野菜を栽培する食品リサイクルループにも取組まれています。



2日目は大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）を見学しました。

まず、大阪建設事務所で大阪湾フェニックス計画の概要や、廃棄物の運搬船、積み込み方法についての説明があり、その後、船に乗って、来年夢洲で開催される大阪・関西万博の会場のシンボル「大屋根リング」を見ながら、夢洲沖にある大阪沖埋立処分場に渡り、処分場の様子と排水処理施設を見学した後、大阪建設事務所に戻り質疑応答がありました。

大阪沖埋立処分場は平成21年から受入れを開始し平成46年までの予定期間に対し、現在15年目で埋立容量の半分くらいとなっていて、廃棄物の質はそれほど変わらないが3R等により量は減っているということでした。

現在、近畿2府4県169自治体の廃棄物を9ヶ所の搬入基地（大阪基地・堺基地・泉大津基地・和歌山基地・姫路基地・播磨基地・神戸基地・尼崎基地・津名基地）で受入れ、神戸沖埋立処分場と大阪沖埋立処分場で最終処分が行われています。

長期的、安定的、広域的に適正処理される公共関与による最終処分場の必要性を再認識しました。



## 5-④ 労働災害事例研修会

協会員が安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、労働災害事例研修会を実施しました。

開催日時	令和6年3月19日（火） 午後1時30分から午後4時	令和6年3月28日（木） 午後1時30分から午後4時
開催場所	和歌山会場 （和歌山市：プラザホープ）	田辺会場 （上富田町：上富田文化会館）
参加者数	32社39名（内会員外1名）	13社18名
研修テーマ 及び講師	<p>(1) 熱中症予防対策について 講師：㈱日本トリム 橋本 健太郎</p> <p>(2) 労働災害の発生状況及び防止対策について</p> <p>(3) 荷役作業時の墜落・転倒防止対策について 講師：（和歌山会場）和歌山労働基準監督署 安全衛生課 課長 鳥越 奨一郎 （田辺会場）田辺労働基準監督署 安全衛生課 安全衛生係 石井 美宇</p> <p>(4) 働き方改革関連法による2024年問題について 講師：（和歌山会場）和歌山労働基準監督署 第一方面 主任監督官 水谷 修悟 （田辺会場）田辺労働基準監督署 監督課 労働基準監督官 市川 淳熙</p>	



和歌山会場



田辺会場

## 5-⑤ 安全衛生推進委員会

### 1. 安全衛生推進委員会について

安全衛生推進委員会では会員事業所の安全衛生水準の向上を目指すことを目的として、平成16年度から安全衛生活動に取り組んでいます。

令和6年4月17日に安全衛生推進委員会を開催し、「令和6年度安全衛生活動事業計画について」、「安全衛生表彰規程について」、「令和6年度安全衛生表彰について」、「令和5年度～令和7年度の労働災害防止計画について」、「安全宣言について」を議題に協議を行いました。今年度は、リスクアセスメント、労働災害事例等についての研修会、相互安全衛生パトロールの実施を計画しています。

また、(公社)全国産業資源循環連合会においては、昨年から5年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」を新たに策定し、計画期間中の労働災害による死亡者数及び休業4日以上の死傷者数を平成24～26年実績平均に比して20%以上減少させることを目標に掲げています(死亡災害は20人→16人以下・死傷災害は1,246人→996人以下)。当協会においても、この目標達成に向け「(一社)和歌山県産業資源循環協会における令和5年度～令和7年度労働災害防止計画」(P66～P69)を策定しています。

計画の目標として、(1)令和9年の死亡者数をゼロにする。(2)令和9年の休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。を目標に掲げ、活動指標を設定して取り組んでいきます。また、重点実施事項として(1)全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。(2)安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。(3)当業界において発生数の多い労働災害(墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒)の件数を減少させる。としていますので、会員の皆様におかれましては、ご協力の程よろしく申し上げます。

なお、(2)の安全衛生規程の作成につきましては、[全産連ホームページ\(全産連トップページ→処理企業の方へ→安全衛生→「安全衛生規程作成支援ツールはこちら」をクリック\)](#)の安全衛生規程作成支援ツールでは従業員数、処理内容を選択するだけで、自動的に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」に沿った安全衛生規程を作成することが可能ですので、ぜひご活用ください!



## 2. 『安全宣言』について

当協会では、(公社)全国産業資源循環連合会が令和5年度に制定した5か年計画である「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画」達成に向け、前期3か年の「令和5年度～令和7年度の労働災害防止計画」を策定し、会員企業における安全衛生水準の向上を図っています。

まず、当協会の労働災害防止計画における重点実施項目である「全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う」ことを明確に示すため、第12回通常総会において、(一社)和歌山県産業資源循環協会として須磨徳裕会長が労働安全衛生の最大目標である「労働災害ゼロ」を目指す『安全宣言』を行いました。

『安全宣言』とは、組織のトップ自らが労働災害防止への意識を高めることへの強い意志と基本方針を表明することで、組織が一丸となり労働災害の防止に向けて取り組んでいる姿勢を示す事ができ、企業イメージアップにもつながります。

つきましては、会員の皆さまにおかれましても『安全宣言』を実行していただきたく、各事業所に合った安全衛生の基本方針をご記入いただける「安全宣言書」を送付させていただきます。「安全宣言書」には、各事業所に合った安全衛生の基本方針をご記入いただき、事務所や休憩室等の従業員の方が目に付く場所に掲示し、事業所一丸となって労働災害ゼロに向け、積極的に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。



# 安全宣言

## 【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

令和6年6月5日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会  
会長 須磨 徳裕



## 安全宣言

【労働災害のゼロを目指し】

我々、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会は、会員事業者が一丸となり「安全で健康な職場づくりの実現」のため、持続可能な労働安全衛生活動を着実に実行し、労働災害ゼロを目指すことを宣言します。

一般社団法人和歌山県産業資源循環協会 会長 須磨 徳裕

### 安全衛生の基本方針

**労働災害ゼロ目指し まずはトップのキックオフ**

## 「ヒヤリ・ハット」体験事例について

「ヒヤリ・ハット」体験事例につきましては、令和5年11月と令和6年4月に会員のご協力を得て調査しましたが、その内容につきましては、下記のとおりでした。ヒヤリ・ハット体験は産業廃棄物の取り扱い作業中に限らず、現下の交通事情から、車両運搬途中など、日常的にどこにでもあると思います。この体験情報を会員が相互に共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいく必要があります。

今後とも会報に「ヒヤリ・ハット」体験事例を掲載してまいりたいと考えておりますので、会員企業の皆様で「ヒヤリ」または、「ハット」したような体験の事例を各月末に、協会までお寄せください。

## 身近な「ヒヤリ・ハット」体験事例

分類: 収集運搬

事故の型: 転倒転落

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	自社内	トラックの荷下ろし中	雨で荷台が濡れていたため、足を滑らし、トラックの荷台から転倒・転落しそうになった。	足元注意、無理な体勢で作業しない。
2	取引先現場	下水管清掃作業時	マンホール開口部から墜落しそうになった。	開口部に安全柵を設ける。足元の十分な確認。整理整頓する。
3	取引先現場	構内作業時	吸引ホースにつまずき、転倒しそうになった。	手元、足元に注意し、ホースを固定する。
4	取引先現場	6tバキューム車のタンク内を洗っている時	ピットに落ちしそうになった。	足場などをして転落しないようにする。
5	取引先現場	10tバキューム車のタンク内確認時	足を滑らせて転落しそうになった。	焦らず安全第一で行動する。昇降時、手足元の確認。安全帯を着用する。
6	自社内	作業ヤード内に駐車している重機に乗りようとして徒歩で移動している時	側溝の鉄蓋上が濡れていたため、足が滑り転倒しそうになった。	側溝の蓋に滑り止めテープを貼る。作業ヤード入口に「滑り転倒注意」の注意喚起看板を設置する。

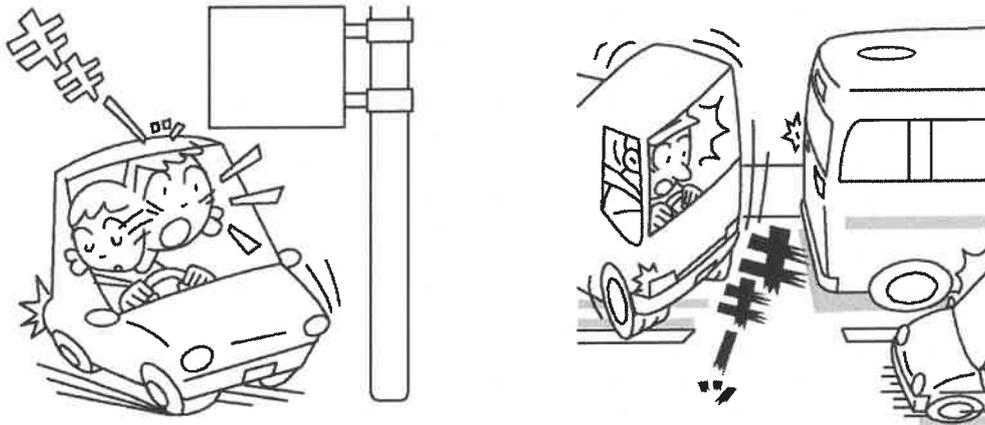
分類: 収集運搬

事故の型: 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	一般道路	草をダンプ車で運んでる時	交差点から飛び出してきた車と接触しかけた。	信号が青でも車が出てくる可能性があるため、予測しながら運転する。

分類: 収集運搬  
事故の型: 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
2	一般道路	2t車運転中	交差点で、青信号になったため右折しようとしたところ交差道路の左側から10tダンプ車が赤信号にも関わらず交差点に進入してきたため、衝突しそうになった。	交差点では信号のみに頼らず、自分の目で左右の安全確認を行い、余裕をもって運転する。交通ルールを遵守し、安全運転を心がける。
3	取引先現場	積み込み時	重機と人が接触しそうになった。	周囲の確認をし、合図をする。
4	一般道路	トラック運転中	突然睡魔に襲われて気が付くと横の車線に移動していた。	次の日が早い時には、早く寝て十分な睡眠をとるようにする。道中も適度に休憩を挟む。



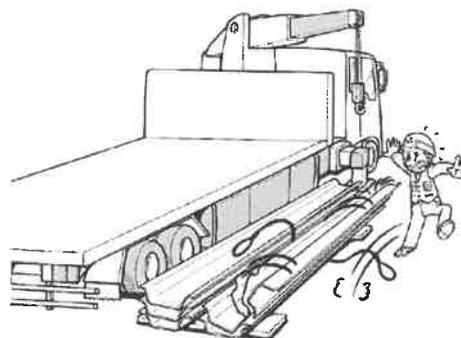
5	一般道路	雨で濡れた滑りやすい道路を10t車で自動運転に切り替えて走行していた時	前の車が止まりそうになったが、自動ブレーキが作動せず、追突しそうになった。	どんな天候であろうと車間距離を必ずとる、自動運転を過信せず、自分で運転する事を心がける。
6	高速道路	片側二車線の右車線を走行中	左車線前方からトラックが車線を変更してきたため、ぶつかりかけた。	トラックの横を並走していたため、相手の視界に入っていなかったと考えられるので相手から距離をとり見やすい位置を走るようにする。
7	一般道路	片側二車線の右車線を走行中	左側前を走行していたダンプトラックがこちらに車線変更しようとしたため挟まれそうになった。当方が減速したので、ダンプトラックは無事故で車線変更できた。	ダンプトラックの死角を走行していたために起こった事案であり、走行中は他車の死角に入らないようにする。
8	一般道路	片側二車線の下り坂で、10t車で追越し車線を走行中	前方で事故が発生し、前車両が次々と急ブレーキをかけたため前車に追突しそうになった。急ハンドルを切って走行車線に逃げ、走行車線の車は路肩に避けてくれたので接触せずすんだ。	下り坂でのスピードの出しすぎに注意する。車間距離を確保する。心の余裕をもった運転をする。

分類: 収集運搬  
事故の型: 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
9	取引先現場	ダンプ車でスクラップ屑を運搬中	方向指示器を出し、左折しようとした際、バイクが左横からスピードを出して追い抜いて来た。すぐに車両を停止したため衝突せずに済んだ。	右左折時は確実に一旦停止し、周囲の状況をよく確認する。
10	高速道路	高速道路走行中	高速道路を清掃している車から急に人が出てきた。	気を付けて運転する。
11	取引先現場	倉庫から荷物の積み込みを行っている時	荷物を積んでいるカートが動いてきて、車両の後ろに接触。挟まれ事故はなかったが、テールランプが破損した。	カートの車輪ロックを行う。車輪ロックのロック機能が正常かを確認する。
12	一般道路	資材運搬中	荷台に積んでいたモーターが運転中に転がり、そのことに気を取られ、視線を一瞬前方から外してしまった。その間に車間距離が縮まり危うく衝突するところだった。	転倒する恐れのある物は、しっかり固定する。運転中は前方より視線を外さない。適切な車間距離を取る。

分類: 収集運搬  
事故の型: 飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	槽内清掃作業を上から見ている時	吸引のホースが暴れ、顔に接触した。	ロープ等で固定する。暴れそうな場合は近づかない。



2	取引先現場	ユニック車で物を吊り上げようとしている時	ロープがしっかりかかっておらず上げていた最中に外れ、フックが顔に当たりそうになった。	確認作業を怠らず、作業を行う際は近寄らない。声掛けの重要性をしっかりと理解し、意思疎通を図り、作業に至る。
---	-------	----------------------	--	---

分類: 収集運搬  
事故の型: 飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
3	自社内	作業を終えバックホーから降車した時	作業ヤード内の地面から、風で舞いあがった粉塵が目に入りそうになった。	作業ヤード内に散水を行い湿潤させ、粉塵が舞いあがりにくくする。保護メガネを着用する。
4	取引先現場	管渠の洗浄中	管渠内の洗浄をするため、高圧洗浄車のホースにノズルを付け圧力レバーを上げた時、ホースが破裂し洗浄水が飛散した。	ホースにノズルを付ける前、ホース内の通水確認、ホース内の残り水が凍結していないか確認する。作業前のホースの劣化状況の確認。ノズルの詰りの確認。
5	取引先現場	木材の運搬中	積み込んでいた生木が道路に落下した。	運搬する時は飛散防止シートをかけロープで固定する。

分類: 収集運搬  
事故の型: 挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	ポンプ引き上げ時	ワイヤーとポンプに手を挟まれそうになった。	ポンプの固定、ポンプを正しく支えて引き上げる。
2	取引先現場	側溝の清掃作業中	吸引作業中に溝蓋とアースのアタッチメントで手をつまめそうになった。	一部だけ溝蓋をとるのではなく、全部の溝蓋を取る。

分類: 収集運搬  
事故の型: その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	取引先現場	2tユニックでポンプを吊り上げている時	重量が重すぎてユニックが揺れた。	3tユニックで作業する。2tユニックで作業する場合はカウンターウェイトを付ける。

分類: 中間処理  
事故の型: 転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	碎石を積み込んだ後、10tダンプ車に乗車する時	長靴についた泥によって滑ってしまい、ステップを踏み外した。	少しのことで捻挫や骨折のリスクがあるので、確実に三点支持を行い、昇り降りをする。

分類:中間処理  
事故の型:転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
2	工場内	梯子を使って、コンベア周りの掃除をしている時	足場が不安定だったため、足元を滑らせ転落しそうになった。	日頃から、整理・整頓・清掃を行い梯子を使って作業する際は、安全ベルトを必ず着用し作業する。
3	工場内	コンガラプラントの見回り中	手選別ラインで、落ちていたコンクリートガラに足をとられて、足首をひねりそうになった。	コンガラプラント稼働後は落下している品物などをきちんと清掃する。
4	工場内	作業開始前に工場の電気をつける時	電気のスイッチを押す際、動線上に物が置いていたため、つまずきそうになった。	普段から整理整頓を意識し、動線上に物を置かないようにする。足元が見えづらい程暗い場合は、懐中電灯を使用する等安全を確保する。

分類:中間処理  
事故の型:衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	選別機で玉砂利の選別作業を行っている時	選別後の玉砂利をユンボで積み込む際、ベルトコンベアとの間隔が狭く、接触しそうになった。	選別後を設置する盤を高くすることで、積み込みを行う際のユンボとベルトコンベアの間隔が取れるようにする。
2	工場内	バックホウで有筋コンクリートガラ破碎時	操作の誤りで長い鉄筋がフロントガラスに接触しそうになった。	慌てずに、確実に作業を行う。1m以上の鉄筋等は移動前にその場で短く切断し集積場へ移動させる。

分類:中間処理  
事故の型:飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	重機で塩ビパイプを破碎している時	シートを被せていたが飛んできた。	全てを包み込むようなシートで出口を無くす。
2	工場内	ユンボで混合廃棄物を分けている時	廃棄物の中に潜っていた鉄くずがははねて危なかった。	混合廃棄物を重機で扱う時は気を付ける。
3	工場内	重機で脱着式コンテナに積み込み作業をしている時	コンテナから飛び出た木製の製品を機械で押し込んだ時に、木が折れて飛散し、近くにいる従業員に当たりそうになった。	作業員は、荷物が破損した等で飛散した場合でも、当たることがない距離や障害物がある場所で作業するようにする。重機オペレーターは無理な力を加えないようにする。

分類: 中間処理  
 事故の型: 挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	碎石を制作するためベルトコンベアにコンクリート・アスファルトがらを投入している時	ベルトコンベアに鉄筋が引っかかり取ろうとしたら、手や服が巻き込まれそうになった。	ベルトコンベアを止めてから、物を取ったり、掃除をするようにする。



分類: 中間処理  
 事故の型: その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	工場内	ショベルローダーで家電を運搬中	家電をかきこんだらリチウム電池がこすれ、火花が散って煙が出た。	かきこまないようにする。初期消火をスムーズに行えるよう訓練する。
2	工場内	廃硫酸を充填している1t容器の荷下ろし作業中	容器の充填口が緩んでいた。	トラック積込み時に充填口が緩んでいないか確認する。荷下ろし時、フォークリフトで作業する前にコンテナに異常がないか確認する。

分類: 最終処分  
 事故の型: 衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策
1	場内出入口	帰りに伸縮門扉を閉めようとしている時	伸縮門扉が風にあおられて倒れてきて停車中の車に当たった。	伸縮門扉を閉める時は、車を少し離れたところにとめる。

## 5-⑥ 第8回親睦チャリティーゴルフコンペ

令和6年5月9日（水）に有田リソルゴルフクラブにおいて、親睦チャリティーゴルフコンペを開催し、23社41名の方々にご参加いただきました。

当日は、天候にも恵まれ絶好のゴルフ日和となり、気持ちよくプレーすることができ、プレー終了後は、武田名誉会長にも参加いただき表彰式を行いました。また、参加者の方々にはチャリティー募金活動にご協力いただき、県下30市町村に「車いすの寄贈」（P41）を行っています。

今後も、協会会員親睦の場として続けていきたいと考えていますので、皆様のご参加をお待ちしています。

○順位（敬称略、10位以下は賞があった順位のみ）

- 優勝：川下 博生（光紀建設）
- 2位：堀江 佳宏（株吉川ゼネラルソリューション）
- 3位：尾上 年孝（光紀建設）
- 4位：早稲田 智也（株エコワーク TANABE）
- 5位：田中 秀昭（田中海運株）
- 6位：土井 智（南部生コン工業株）
- 7位：千ノ本 直樹（株エコワーク TANABE）
- 8位：林 聖二（光紀建設）
- 9位・当日賞：政安 欣典（益田工業㈱）
- 10位：小西 洋揮（益田工業㈱）
- 15位：渡辺 瑞穂（益田工業㈱）
- 19位：上田 隆司（赤井工業株）
- 20位：峠 好紀（株峠商店）
- 23位：吉村 享（株ヴァイオス）
- 25位：森 正訓（株吉川ゼネラルソリューション）
- 30位：北 敏彦（株吉田組）
- 33位：川崎 洋佑（株関組）
- 35位：今井 幸世（株山本スクラップ）
- 37位：湯川 竜平（光紀建設）
- 40位：田中 健司（南部生コン工業株）
- 名誉会長賞：酒本 吉伸（㈱ワコー産業）  
木下 智史（株関組）
- BG賞：小椋 孝也（小椋リビングクリーン株）
- BB賞：片渕 則人（株ケーシーエス）



## 5-⑦ 第27回クリーンアップキャンペーン

第27回クリーンアップキャンペーン（浜の宮ビーチ）は291名と多くの参加申込みをいただいておりますが、当日、浜の宮ビーチ管理運営委員会と協議の上、前夜からの雨と強風、高波のため、参加者の安全確保を考慮し中止とさせていただきました。

日曜日の早朝にもかかわらず、足を運んでいただいた方やご参加を予定していただきました皆様、また、運営準備に協力いただいた会員様等、すべての方々にお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後も継続してクリーンアップキャンペーンを実施するとともに、社会奉仕活動等を通じて一般社団法人としての存在を県民に認知されるよう、努力して参りますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。



昨年のクリーンアップキャンペーン（浜の宮）

### 第28回クリーンアップキャンペーン（煙樹ヶ浜）開催のお知らせ！

昨年に引き続き、本年も美浜町の煙樹ヶ浜で下記のとおりクリーンアップキャンペーンの開催を予定しています。ご家族やお子様も一緒にご参加いただけますので、会員の皆様におかれましては、是非、ご参加の程よろしくお願いいたします。

記

- ◆日時：令和6年9月15日（日） 午前7時15分集合  
（作業7時30分～9時00分）

- ◆集合場所：美浜町第1若もの広場

〒644-0045 和歌山県日高郡美浜町田井523番地

令和6年7月30日

記者発表

## 「一般社団法人和歌山県産業資源循環協会」が 「企業の森」事業に参画します！

「（一社）和歌山県産業資源循環協会」が、カーボンニュートラルの実現と災害の防止につながる森林整備活動の実施を通して生活環境や自然環境の保全に寄与するため「企業の森」事業に参画します。

ついては、「（一社）和歌山県産業資源循環協会」「すさみ町」「和歌山県」の三者における「森林保全・管理協定」の調印式を知事室で執り行います。これにより「企業の森」事業への参画団体数は98企業・団体、活動場所は112ヶ所（321.06ha）となります。

### ■「森林保全・管理協定」の調印式

令和6年8月21日（水）13:15～

・場 所：和歌山県庁本館3階 知事室

・出席者：

（一社）和歌山県産業資源循環協会

名誉会長 武田 全弘（たけだ まさひろ）、会長 須磨 徳裕（すま とくひろ）

副会長 北 敏彦（きた としひこ）、副会長 吉村 享（よしむらとおる）

副会長 赤井 靖（あかい せい）、副会長 瀧本 利生（たきもととしお）

青年部会長 樋口 真司（ひぐちしんじ）、専務理事 和田 年晃（わだとしあき）

すさみ町長 岩田 勉

（株）中川

代表取締役 田中 崇（たなか たかし）、中川 雅也（なかがわ まさや）

土地所有者

和歌山県知事

### ■ 森林保全活動の概要（※すさみ町での活動は初めてとなります）

#### ①活動地

- ・森林の名称「熊野鶯の森」くまのうぐいす
- ・和歌山県西牟婁郡すさみ町小附 0.86ha（民有林）こつき

#### ②活動期間

- ・令和6年8月～令和16年8月の10年間

#### ③活動内容

- ・今年度より植栽を開始
- ・現場施業については（株）中川に委託する

### ■ 参考

「一般社団法人和歌山県産業資源循環協会」

・所在地：和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル

・創 立：1987年10月

・事業内容：廃棄物の適正な処理等の普及、啓発、指導等



和歌山県「企業の森」JHP

所 属	担 当 者	連 絡 先
森 林 整 備 課	今原・中村	073-441-2982
和歌山県産業資源循環協会	松岡・和田	073-435-5600

くまのうぐいす  
**「熊野鶯の森」位置図**

和歌山県西牟婁郡すさみ町小附<sup>こつき</sup>



## 5-⑨ 青年部会活動

### 1. 和歌山県青年部会総会・会議報告

#### (1) 第12回青年部会総会

青年部会では、令和6年6月5日の午後1時より、ダイワロイネットホテル和歌山で第12回青年部会総会を開催しました。当日は47名（委任状、議決権行使書を含む。）が出席し、尾崎役員が議長に選任され、令和5年度事業報告・決算報告、令和6年度事業計画（案）・予算（案）・会則の一部改正（案）・役員改選について審議を行い、いずれも承認可決されました。

- 第1号議案 令和5年度事業報告の件
- 第2号議案 令和5年度決算報告（監査報告）承認の件
- 第3号議案 令和6年度事業計画（案）承認の件
- 第4号議案 令和6年度予算（案）承認の件
- 第5号議案 会則の一部改正（案）承認の件
- 第6号議案 役員改選の件

令和6年度事業計画は次のとおりです。

1. 組織強化の充実
2. 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う事業活動の分担と支援
3. 教育研修事業
4. 他団体との連携
5. 青年部会員の親睦を図るための独自の交流会の開催



また、長年にわたり青年部会に多大なる貢献をいただいた、次の方々の退任式を行いました。

（敬称略）

- ・中屋 智博（㈱岸化学）
- ・加隈 隆照（㈱バッキーズ）
- ・峯尾 登（㈱吉川ゼネラルソリューション）



役員改選では、次の方々が新役員に就任しました。

顧問	和田 年晃	(一社)和歌山県産業資源循環協会	再任
相談役	山本 雅弘	(有)ワコー産業	新任
相談役	今井 幸世	(株)山本スクラップ	新任

会長	樋口 真司	S J リサイクル(株)	新任
副会長	和田 秀人	(株)古勝	再任
副会長	坂本 耕作	(株)資源開発	新任
会計	廣田 耕嗣	(有)日置川清掃	再任
会計補佐	尾崎 一成	(有)志場商店	新任
役員	大瀧 吉宏	(株)大瀧商店	再任
役員	総田 洋規	(株)明光	再任
役員	中岡 晃稔	(株)ジャルク	再任
役員	蒲田 啓吾	(株)蒲田辰商店	再任
役員	山崎 晃	(株)玖保忠	再任
役員	大島 吉訓	(株)平成建機	再任
役員	上田 剛士	(有)柏木商店	新任
役員	小嶋 英太	紀北造園土木(株)	新任
役員	鈴木 康介	(株)吉川ゼネラルソリューション	新任
代表監事	上田 修司	(株)日ノ本組	新任
監事	赤井 靖	赤井工業(株)	再任



新役員

## 青年部会新役員就任のご挨拶



会長  
樋口 真司  
S J リサイクル㈱

青年部活動の場を広げ、魅力ある青年部会にするとともに、廃棄物業界の発展に尽力いたしますのでよろしくお願いいたします。



副会長  
坂本 耕作  
㈱資源開発

この度、副会長に就任しました坂本と申します。産業資源循環協会の発展に微力ながらお役に立てるよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。



会計補佐  
尾崎 一成  
㈱志場商店

この度、会計補佐に就任致しました尾崎と申します。全力で頑張っていきますので、ご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。



役員  
上田 剛士  
㈱柏木商店

この度、役員に就任させていただき、いろいろ教えていただくと助かります。全力で頑張っていきますのでみなさまどうぞよろしくお願いいたします。



役員  
小嶋 英太  
紀北造園土木㈱

この度、初めて役員に就任させていただくことになりました、小嶋です。新しい役割を担うことになり、大変光栄に思っています。皆さんと協力し、努めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。



役員  
鈴木 康介  
㈱吉川ゼネラルソリューション

この度、青年部会役員に就任しました鈴木です。少しでも青年部会の力になれるよう尽力しますので、ご指導ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

(2) 会議報告

○令和5年度第6回役員会

開催日：令和6年2月27日（火）

場 所：協会会議室

議 題：①滋賀・奈良・和歌山県青年部会合同視察研修について  
②次期役員について

○令和6年度第1回役員会

開催日：令和6年4月10日（水）

場 所：和歌山市勤労者総合センター

議 題：①次期役員について  
②年間行事について  
③第12回青年部会総会について  
④滋賀・奈良・和歌山県青年部会合同視察研修について  
⑤新入部会員について

○令和6年度第2回役員会

開催日：令和6年6月5日（水）

場 所：ダイワロイネットホテル和歌山「翡翠」

議 題：①第12回青年部会総会について  
②第27回「クリーンアップキャンペーン」について  
③滋賀・奈良・和歌山県青年部会合同視察研修について  
④新入部会員について

2. 全国産業資源循環連合会青年部協議会総会・その他の活動

(1) 第25回通常総会

開催日：令和6年6月13日（木）

場 所：AP日本橋（東京都）

議 案：第1号議案 令和5年度事業報告承認の件  
第2号議案 令和5年度収支決算報告承認の件  
令和5年度監査報告  
第3号議案 役員改選（案）の件  
第4号議案 令和6年度事業計画（案）承認の件  
第5号議案 令和6年度収支予算（案）承認の件  
以上の議案が審議され、承認されました。

(2) その他の活動

○第13回カンファレンス

開催日：令和6年2月8日（木）

場 所：米子コンベンションセンター（鳥取県）

内 容：「集え47の志士達～皆の力を集結し、次代を切り開け～」をテーマに各都道府県の部会長等による意見交換が行われました。和歌山青年部会から5名が参加しました。

### 3. 全国産業資源循環連合会青年部協議会近畿ブロック総会・会議報告・その他の活動

#### (1) 令和6年度通常総会

開催日：令和6年5月17日（金）

場 所：ホテル日航奈良（奈良県）

議 案：第1号議案 令和5年度事業報告及び収支決算（案）承認の件  
令和5年度監査報告

第2号議案 令和6年度事業計画及び収支予算（案）承認の件

第3号議案 任期満了に伴う役員改選承認の件

#### (2) 会議報告

##### ○令和5年度第5回幹事会

開催日：令和6年1月26日（金）

場 所：ホテル日航大阪（大阪府）

議 題：決議・確認事項

① 賀詞交歓会内容確認について

協議事項

① 近畿ブロック総会について

② 3ブロック合同コンペについて

##### ○令和5年度第6回幹事会

開催日：令和6年3月12日（火）

場 所：大阪長堀貸会議室（大阪府）

議 題：決議・確認事項

① 賀詞交歓会事業報告について

② ブロック合同コンペについて

協議事項

① 次年度組織体制について

② 近畿ブロック総会について

##### ○令和6年度第1回幹事会

開催日：令和6年5月17日（金）

場 所：ホテル日航奈良（奈良県）

議 題：決議・確認事項

① 令和6年度近畿ブロック総会について

協議事項

- ①各組織図について
- ②スポーツ交流会について（兵庫）
- ③賀詞交歓会について（滋賀）

○令和6年度第2回幹事会

開催日：令和6年7月8日（月）  
場 所：難波市民学習センター（大阪府）  
議 題：決議・確認事項

①令和6年度近畿ブロック総会について  
協議事項

- ①スポーツ交流会について（兵庫）
- ②賀詞交歓会について（滋賀）

(3) その他の活動

○令和6年賀詞交歓会

開催日：令和6年1月26日（金）  
場 所：ホテル日航大阪（大阪府）  
内 容：第1部は大阪府青年部会員のエクオ(株)、イーテラス(株)、ファンファーレ(株)から「DX導入の心構えから、ここまでできる産廃DX」をテーマに「DXを推進していくために今後どのように取り組むべきか」についてプレゼンテーションがあり、第2部の賀詞交歓会では会員相互の親睦が図られました。和歌山県青年部会から11名が参加しました。

---

## 青年部会会長退任のご挨拶

今井 幸世

私、今井幸世はこの度の第12回青年部会総会において会長を退任いたしました。役員をはじめ青年部会員の皆様には部会運営にご協力いただき、会長として充実した2年間を過ごさせて頂きましたことに深く感謝申し上げます。この2年間、魅力ある青年部会にするため、まずは協会会員の方々に青年部会を認知してもらおうと考え、親会のクリーンアップキャンペーンや巡回パトロールの運営に積極的に携わらせていただきました。また、全産連青年部協議会や近畿ブロックの会議等に参加し、会員間での情報共有に努めました。

今後は樋口会長に私の思いを託し、青年部会員一丸となって廃棄物業会の発展に尽力いただきますようお願いいたします。

最後になりましたが青年部会の皆様の益々のご活躍をお祈りして退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。



## (一社)和歌山県産業資源循環協会青年部会

# 新部会員を募集しています！

### (一社)和歌山県産業資源循環協会青年部会とは

当青年部会は(一社)和歌山県産業資源循環協会の正会員・賛助会員企業の18歳から50歳の役員・従業員によって構成される部会です。協会が実施する事業活動に積極的に参加、交流会の開催、また、全国産業資源循環連合会青年部協議会や近畿ブロックが開催する会議等の情報を共有し知識向上を図り、廃棄物の適正処理はもとより、循環型社会の実現に寄与することを目指して活動しています。



### 青年部会 会長から一言

樋口 真司 (S J リサイクル株)



私たち青年部会は業界の未来を担う若い世代が集まり、共に学び、成長し、そして業界全体を盛り上げるため活動しています。しかし、会員数は45名と少なく、活動の場を広げるには、多くの仲間が必要です。今後は交流会等を積極的に開催し、全国産業資源循環連合会青年部協議会、近畿2府4県の青年部会ともより良い関係を築き、魅力ある青年部会にしていきたいと思いますので、仕事の情報交換や仲間作りの場として協会員企業の役員の方にはもとより、従業員の方もぜひご入会のほど、よろしくお願いいたします。

年会費 ¥18,000

入会資格 (一社)和歌山県産業資源循環協会、会員企業(賛助会員含む)の役員・従業員で満18歳以上50歳未満の方

お問い合わせ

(一社)和歌山県産業資源循環協会青年部会  
TEL : 073-435-5600 FAX : 073-424-5553  
E-MAIL : wasanpai@sanpai.com  
担当 : 森本

## 私たちと廃棄物業界を盛上げましょう！

## 6 事務局だより・情報コーナー

### 6-① 和歌山県知事・和歌山市長を訪問

令和6年7月2日（火）、第12回通常総会の役員改選により就任した須磨徳裕会長はじめ副会長、専務理事、青年部会長で、岸本周平和歌山県知事、尾花正啓和歌山市長を訪問し、新役員就任のご挨拶を兼ねて災害廃棄物処理に関する取組みや、安全衛生活動、清掃活動など、協会が取組んでいる事業を紹介しながら懇談させていただきました。



知事室



市長室

### 6-② 和歌山県知事表彰について

須磨徳裕（現会長）が協会会員として長年にわたり、社会貢献事業や環境保全の推進に積極的に取り組み、産業廃棄物業界の発展に寄与したご功績が認められ、アバローム紀の国において令和6年度和歌山県知事表彰を受賞されました。誠にありがとうございます。



#### ☆経歴☆

平成24年6月	(社)和歌山県産業廃棄物協会	理事就任
令和2年6月	(一社)和歌山県産業資源循環協会	副会長就任
令和4年6月	(一社)和歌山県産業資源循環協会	和歌山支部長就任
令和6年6月	(一社)和歌山県産業資源循環協会	会長就任
令和6年8月	現在に至る	

## 6—③ (一社)和歌山県産業資源循環協会における令和5年度～令和7年度の労働災害防止計画

### 1. はじめに

全国産業資源循環連合会（以下、「連合会」という。）においては、令和5年度からの5年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第3次労働災害防止計画（以下、「第3次労働災害防止計画」という。）」を策定し、令和9年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、和歌山県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、第3次労働災害防止計画期間の上半期期間（令和5年度～令和7年度）で実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

なお、第3次労働災害防止計画の下半期期間（令和8年度～令和9年度）については、同計画の上半期事業を点検した上で策定する。

### 2. 目標

- (1) 令和9年の死亡者数をゼロにする。
- (2) 令和9年の休業4日以上死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。（平成24～26年の平均10人→令和9年8人以下に）

### 3. 重点実施事項

- (1) 全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。
- (2) 安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。
- (3) 当業界において発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の件数を減少させる。

### 4. 活動目標

2. の「目標」を達成するために活動目標を次のとおり設定する。

指 標		活動目標値 (令和5～7年度)	現状値 (令和5年度)
(1)	全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。【重点】	213	55
(2)	安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。【重点】	30	37
(3)	当業界における発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の件数を減少させる。【重点】	0	5

(4)	会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を令和4年度に比して10%以上増加させる。	169	151
(5)	協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	155	138
(6)	連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	111	103
(7)	法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	113	100
(8)	協会が実施する安全衛生研修会の参加人数(参加予定を含む)を令和4年度に比して10%以上増加させる。	90	75
(9)	安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	110	86
(10)	ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	80	73
(11)	リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	67	65

※(1)と(3)については第3次計画からの新規活動目標のため、本年度から新たに目標値を定めました。

#### 5. 活動目標を達成するための当協会における取り組み

4.(1)～(11)に示す「活動目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

##### 〈重点実施事項〉

(1) 経営者の意識改革を図る。

- ① 事業主に対して、問題点や課題等を整理してもらうため、連合会ホームページで公開している「安全衛生チェックリスト」を研修会、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 労働基準監督署から地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を研修会で提供することにより、事業主の安全に対する意識を高める。
- ③ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。

(2) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ② 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を研修会、会報誌、ホームページを通じて周知する

(3) 当業界において発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）を減少させる。

- ① 労働基準監督署から地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を研修会を通じて周知する。
- ② 連合会が提供する労働災害情報について、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ③ ホームページに有用なサイトへのリンクを張る。
  - 厚生労働省「STOP! 転倒災害プロジェクト」  
(<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501.html>)

(4) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 会報誌、研修会等で会員企業へ周知・協力を呼びかけ、回答数増加に努める。
- ② 会員企業へ回答の協力を繰り返し依頼する。
- ③ 定期的に安全衛生委員会を開催し、本調査の推進を図る。

(5) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、会報誌等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 労働基準監督署から地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等を研修会で提供することにより、事業者の安全に対する意識を高める。
- ③ 定期的に安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
- ④ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する。

(6) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。

- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、ホームページ等を通じて、認識させる。
- ② ホームページに連合会安全衛生サイトへのリンクを張る。  
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)
- ③ 研修会等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
- ④ 連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

(7) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。

- ① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会等を通じて周知する。
- ② 連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

(8) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。

- ① メール、FAX で全会員企業へ周知する。
- ② 会員企業が参加しやすいよう、2カ所で研修会を開催する。
- ③ 労働基準監督署に講師を依頼し、内容の充実化を図る。

(9) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

(10) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。

- ① ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
  - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」  
([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai\\_index.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html))
  - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」  
(<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
- ② 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。

(11) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。

- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
  - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」  
([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk\\_index.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html))
  - 連合会 安全衛生サイト  
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

## 令和5年度安全衛生活動の現状調査集計

調査対象：処理業者会員210社

回答数：151社

指 標		集計結果			
		目標値 (令和5~7年度)	集計値 (令和5年度)	回答比	会員比
(1)	全ての会員企業において、経営者トップによる所信表明を行う。【重点】	213	55	36%	26%
(2)	安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。【重点】	30	37	25%	18%
(3)	当業界における発生数の多い労働災害（墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、転倒）の件数を減少させる。【重点】	0	5	/	/
(4)	会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を令和4年度に比して10%以上増加させる。	169	151	/	72%
(5)	協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	155	138	91%	66%
(6)	連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	111	103	68%	49%
(7)	法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	113	100	66%	48%
(8)	協会が実施する安全衛生研修会の参加人数（参加予定を含む）を令和4年度に比して10%以上増加させる。	90	75	50%	36%
(9)	安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	110	86	57%	41%
(10)	ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	80	73	48%	35%
(11)	リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を令和4年度に比して10%以上増加させる。	67	65	43%	31%

安全衛生活動の現状調査にご協力いただきました会員の皆様、ありがとうございました。重点項目である(2)安全衛生規程の作成は目標を達成することができました。その他項目は令和4年度集計より、(6)連合会ホームページの安全衛生情報を認知、(11)リスクアセスメントの実施は増加しましたが、10%以上の増加には達していません。(10)ヒヤリ・ハット活動の実施は横ばい、その他は減少という結果となりました。協会では、令和7年度の目標達成に向けて、積極的に取り組んでまいりますので、会員皆様のご協力をお願いします。

また、目標に達している規程の作成についても、更なる増加に向けて、規程の整備を推進していきます。連合会HP(連合会ホームページ→処理企業の方へ→安全衛生をクリック)から簡単に作成することが可能ですので、ぜひご活用ください!

## 6-④ 災害廃棄物処理に対する取り組み

### 1. 災害廃棄物処理に関する各協定等の締結について

当協会は、大規模災害の発生時における災害廃棄物処理に備え、平成18年7月に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結しています。

平成23年に発生した紀伊半島大水害では、同協定に基づき9か月にわたる災害廃棄物処理を行いました。この経験から、災害時に発生した廃棄物は一般廃棄物に該当し、各市町村の責務であることから、より迅速、適正な処理を行うため、平成29年7月に和歌山市と「災害時廃棄物の処理等に関する協定書」を締結し、平成27年から令和2年にかけて8市20町1村と県との協定に基づく「覚書」を締結しました。

また、和歌山県内だけでは対応できない大量の災害廃棄物が発生した場合に広域での処理が迅速に行えるよう、令和2年7月に近畿2府4県で構成する「全産連近畿地域ブロック協議会大規模災害発生時の災害廃棄物処理等の応援に関する協定書」を締結しています。

### 2. 災害廃棄物部会について

近年、全国各地で台風や大雨、地震等により大規模な自然災害が発生しています。

本年、1月1日には石川県能登地方を震源とする能登半島地震が発生し、死者299人、重傷者349人の方々が被災され、半年たった今でも、2,200人余りが避難所での暮らしを余儀なくされています。また、本県においても昨年の6月に和歌山県北部を中心に降った記録的な大雨で2人が死亡、1人が行方不明になり3100棟余りの住宅浸水など多くの被害が発生しました。この大雨は、梅雨前線や台風発生の影響もあり全国各地で長期間にわたり大規模水害や土砂崩れなど猛威を振るい、激甚災害として閣議決定がされています。

災害廃棄物部会では、こうした状況も踏まえ、今後30年以内に発生する確率が70～80%と予測される「南海トラフ巨大地震」や「東海・東南海・南海3連動地震」での災害廃棄物処理への備えだけでなく、能登半島地震における半島地震（日本最大の紀伊半島）のライフラインの確保や復興作業の困難さ、近年、頻繁に発生している線状降水帯による大雨や台風等による大規模災害においても、当協会がどのように活動できるかを検討し、組織体制の構築に取り組んでいます。

また、大規模災害時に発生した災害廃棄物は一般廃棄物に該当し、各市町村の責務であることから、各市町村と直接連携が図れる体制づくりが必要であり、災害発生時において、当協会の初動体制をいかに早く構築できるかが重要なことから、新たな協定締結に向け各市町村に趣旨を投げかけていきたいと考えています。

災害廃棄物部会では、今後も引き続き和歌山県が主催する「災害廃棄物処理担当者勉強会」・「和歌山県災害廃棄物処理図上演習」等に参加し、行政や関係機関との連携を深め、災害廃棄物が発生した時には、迅速に対応できるように取り組みます。

## 6—⑤ 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

2024年度は、【オンライン形式】と【対面形式】で開催されます。

### 【オンライン形式（午前・午後）】

会社やご自宅から事前にオンラインで「講義」の動画を視聴し、「修了試験」は下記日程表に記載した試験会場に来場して受験する2段階形式の講習会です。

### 【対面形式】

下記日程に記載した会場で「講義」と「修了試験」を受ける対面の講習会です。  
申込方法は講習会主催のJWセンターホームページからのWeb申込みのみとなります。

### オンライン講習会試験日・対面講習会開催日 近畿地区日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程※1	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程※2	収集運搬課程	処分課程※3	
オンライン	25,300円	39,600円	37,400円	56,100円	16,500円	20,900円	13,200円
対面	29,700円	48,400円	46,200円	68,200円	19,800円	24,200円	13,750円
9月	大阪:19(前) 奈良:25(前)	奈良:26(前)			大阪:19(後) 兵庫:25(対面) 奈良:25(後)	奈良:26(前)	兵庫:26(前)
10月	大阪:3(後) 兵庫: 8~9(対面)	滋賀:24(前)	大阪: 16~18(対面)		大阪:4(前) 滋賀:24(後)	滋賀:24(前)	大阪: 3(前)4(後) 滋賀: 23(対面)
11月	大阪: 6~7(対面) 京都:14(前)				京都:14(後) 奈良:20(後)		京都: 13(対面) 奈良:20(前)
12月	兵庫:4(前)			大阪: 9~13(対面)	兵庫:4(後)		兵庫:3(対面)
R7年 1月	大阪: 15~16(対面) 滋賀:29(前)				滋賀:29(後)		滋賀:30(前)
2月	<b>和歌山:6(前)</b> 大阪:14(後)		大阪:14(前) 京都:20(後)	大阪:13(後) 京都:20(後)	<b>和歌山:6(後)</b> 兵庫:18(対面) 19(後) 京都:19(対面)	大阪:13(前)	兵庫:19(前) 京都:20(前)
3月					大阪:5(対面)		大阪:6(対面)

※1 新規処分課程に追加して新規収集運搬課程を受験することができます。

※2 新規特管処分課程に追加して新規特管収集運搬課程を受験することができます。

※3 更新処分課程に追加して更新収集運搬課程を受験することができます。

詳細は講習会主催者のJWセンターホームページ<https://www.jwnet.or.jp>をご覧ください。

許可の有効期限にご注意！！

## 産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請(又は新規許可申請)に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。

許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○和歌山県・和歌山市では講習会修了証の有効期限は交付日から起算して、新規許可講習会修了証、更新許可講習会修了証ともに5年間有効です。

(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会  
TEL 073-435-5600  
FAX 073-424-5553  
URL <http://wakayama.sanpai.com>

## 6-⑦ 「優良産廃処理業者認定制度」と「エコアクション21」

### ○優良産廃処理業者認定制度

この制度は、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的として、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備するものです。産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（以下、「優良基準」という。）とは、（１）実績と遵法性、（２）事業の透明性、（３）環境配慮の取組の実施、（４）電子マニフェストの利用、（５）財務体質の健全性の５つです。

上記の（１）から（５）の優良基準への適合性を判断し、適合と認められる場合、次の措置が講じられます。

- ① 通常５年の許可期限が７年になります。
- ② 交付する処理業の許可証に「優良」と表記されます。
- ③ 和歌山県のホームページにおいて、「優良基準に適合した事業者」として公表されます。

#### 「優良基準」

- (１) 直前３年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が１０％以上であること。
- (２) 直前３年の各事業年度における経常利益に減価償却を加えて得た額が０を超えること。
- (３) 産業廃棄物処理業等の実施に関する税目、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。
- (４) 特定最終処分場について、維持管理積立金の積立てをしていること。（特定廃棄物最終処分業者の場合に限る。）
- (５) 優良基準は次のとおりです。

#### ① 実績と遵法性に係る基準

更新前の許可有効期間において、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則に定める特定不利益処分を受けていないこと。

#### ② 事業の透明性に係る基準

申請の際、直前の半年間（７年の有効期間を受けたものである場合は、７年間）にわたり、次に掲げる事項についてインターネットで公開し、かつ所定の頻度により更新していること。

#### ③ 環境配慮の取組に係る基準

ISO14001又はエコアクション21等の認証制度による認定を受けていること。

#### ④ 電子マニフェストに係る基準

電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。

#### ⑤ 財務体質の健全性に係る基準

次の全ての基準に適合していること

- ・ 会社情報・料金の提示方法・許可の内容・組織体制・施設及び処理の状況
- ・ 地域融和の状況等・財務諸表

☆☆ 優良産廃処理業者認定制度における優良認定業者（協会会員）

☆☆

[和歌山県優良認定業者]

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
赤井工業(株) 代表取締役 宮本清富 和歌山県岩出市畑毛226	産業廃棄物収集運搬業 第03001135471号	令和 3年11月17日 令和10年11月16日
	産業廃棄物処分業 第03021135471号	令和 3年11月17日 令和10年11月16日
(株)石井建材店 代表取締役 石井沖彦 和歌山県有田市港町793-24	産業廃棄物処分業 第03024034152号	令和 5年 7月 5日 令和12年 5月17日
(株)ヴァイオス 代表取締役 吉村英樹 和歌山県和歌山市西庄295-9	産業廃棄物収集運搬業 第03000009408号	令和 3年11月30日 令和10年11月29日
	産業廃棄物処分業 第03020009408号	令和 3年12月 7日 令和10年11月29日
(株)環境クリーンサービス 代表取締役 大島たみ恵 和歌山県和歌山市府中355-6	産業廃棄物収集運搬業 第03013069401号	令和 4年 6月 9日 令和11年 6月 8日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050069401号	令和 5年 9月26日 令和12年 9月25日
(株)玖保忠 代表取締役 阪口文章 和歌山県和歌山市出島440-19	産業廃棄物収集運搬業 第03000022891号	令和元年 8月23日 令和 8年 8月22日
(株)クリーンサービス近畿 代表取締役 仲谷佳晃 和歌山県紀の川市杉原35-1	産業廃棄物収集運搬業 第03061056592号	令和 5年 2月13日 令和12年 1月21日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03061056592号	令和 5年11月 2日 令和12年11月 1日
(株)ケーシーエス 代表取締役 片瀨則人 大阪府岸和田市岸の丘町二丁目 2 番 1 5 号	産業廃棄物収集運搬業 第03000004657号	令和 3年 9月17日 令和10年 9月16日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050004657号	令和 3年 9月17日 令和10年 9月16日
(株)ジャルク 代表取締役 正木良昌 大阪府大阪市中央区南本町2-2-11	産業廃棄物収集運搬業 第03012079716号	平成30年10月26日 令和 7年 9月 6日
	産業廃棄物処分業 第03022079716号	平成31年 1月11日 令和 7年12月 3日
大栄環境(株) 代表取締役 金子文雄 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	産業廃棄物収集運搬業 第03011003203号	令和 3年 6月 1日 令和10年 5月31日
	産業廃棄物処分業 第03041003203号	令和 6年 7月27日 令和13年 7月26日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050003203号	令和 4年 8月25日 令和11年 8月15日
(株)平成建機 代表取締役 大島たみ恵 和歌山県和歌山市出島5-6	産業廃棄物収集運搬業 第03000033438号	平成30年11月21日 令和 7年11月20日
(株)丸六 代表取締役 神藤信六 大阪府泉佐野市日根野3640	産業廃棄物収集運搬業 第03000019548号	令和 6年 1月13日 令和11年 1月12日
(株)明光 代表取締役 総田さよ志 和歌山県海南市下津町下津3080-1	産業廃棄物収集運搬業 第03013006808号	令和 6年 7月17日 令和13年 7月16日

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
和歌山代用燃料㈱ 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660	産業廃棄物収集運搬業 第03000016851号	令和 5年 1月28日 令和12年 1月27日
和歌山プレス㈱ 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607-6	産業廃棄物収集運搬業 第03000013847号	令和 2年10月24日 令和 9年10月23日
	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050013847号	令和 2年10月24日 令和 9年10月23日

**[和歌山市優良認定業者]**

産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	優良認定等年月日 許可期限年月日
㈱ヴァイオス 代表取締役 吉村英樹 和歌山県和歌山市西庄295-9	産業廃棄物処分業 第07220009408号	令和 5年10月18日 令和12年10月17日
㈱玖保忠 代表取締役 阪口文章 和歌山県和歌山市出島440-19	産業廃棄物収集運搬業 第07210022891号	令和 3年 9月 9日 令和10年 8月25日
	産業廃棄物処分業 第07220022891号	令和 4年10月21日 令和11年10月20日
㈱平成建機 代表取締役 大島たみ恵 和歌山県和歌山市出島5-6	産業廃棄物収集運搬業 第07210033438号	令和 2年 2月25日 令和 9年 2月 8日
㈱和歌山建材リサイクルセンター 代表取締役 東宗弘 和歌山県和歌山市西浜1660番地の331	産業廃棄物処分業 第07220049526号	令和 5年 4月14日 令和12年 4月13日
和歌山代用燃料㈱ 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第07210016851号	令和 5年 4月22日 令和12年 4月21日
	産業廃棄物処分業 第07220016851号	令和 5年 4月22日 令和12年 4月21日
和歌山プレス㈱ 代表取締役 井川朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第07210013847号	令和 5年 1月31日 令和12年 1月30日
	産業廃棄物処分業 第07220013847号	令和 5年 1月31日 令和12年 1月30日

☆☆ エコアクション21認証・登録事業者（協会会員） ☆☆

	事業者名	代表者氏名	住 所	認証登録日	認証登録 番号	主な業種
1	(株)石井建材店	石井 沖彦	和歌山県有田市 港町793-24	H18. 9. 1	0000976	廃棄物処理・ リサイクル業
2	(株)丸六	神藤 信六	大阪府泉佐野市 日根野3640	H18. 9. 7	0001012	卸売業・小売 業
3	和歌山プレス(株)	井川 朗	和歌山県和歌山市狐 島607-6	H19. 1. 25	0001284	廃棄物処理・ リサイクル業
4	めらリサイクル(株)	目良 知基	和歌山県和歌山市西 浜1660-459	H19. 1. 30	0001303	廃棄物処理・ リサイクル業
5	(有)日置川清掃	廣田 稔雄	和歌山県西牟婁郡 白浜町日置2039-64	H19. 4. 6	0001481	廃棄物処理・ リサイクル業
6	(有)志場商店	志場 智美	和歌山県西牟婁郡白 浜町才野220	H19. 5. 2	0001504	廃棄物処理・ リサイクル業
7	(株)明光	総田 さよ志	和歌山県海南市 下津町下津3080-1	H23. 4. 21	0006902	廃棄物処理・ リサイクル業
8	(株)関組	関 儀平	和歌山県和歌山市関 戸2-2-24	H23. 10. 19	0007587	建設業（設備 工事業を含む）
9	(株)井奥建材工業	井奥 歳一	和歌山県紀の川市桃 山町調月519番1	H24. 3. 28	0008159	廃棄物処理・ リサイクル業
10	(株)玖保忠	阪口 文章	和歌山県和歌山市出 島440-19	H26. 2. 20	0009919	廃棄物処理・ リサイクル業
11	赤井工業(株)	宮本 清富	和歌山県岩出市 畑毛226番地	H26. 8. 27	0010205	鉱業・採石業・ 砂利採取業
12	(株)ヴァイオス 桃山リサイクルセンター	吉村 英樹	和歌山県和歌山市 西庄295-9	H29. 2. 27	0011674	廃棄物処理・ リサイクル業
13	(株)大瀧商店	大瀧 吉宏	和歌山県紀の川市 田中馬場127-7	H30. 1. 9	0012102	廃棄物処理・ リサイクル業
14	(株)クリーンサービス近畿	仲谷 佳晃	和歌山県紀の川市 杉原35-1	H30. 4. 20	0012306	廃棄物処理・ リサイクル業
15	(株)ジャルク	正木 良昌	和歌山県橋本市 神野々202-1	H30. 7. 4	0012408	廃棄物処理・ リサイクル業
16	(株)イヌイエコシステム	乾 嘉晃	和歌山県橋本市 神野々40-3	R2. 4. 30	0013055	廃棄物処理・ リサイクル業
17	(株)エビスわかやま	海田 周治	和歌山市 西浜1660番地13	R2. 8. 20	0013125	廃棄物処理・ リサイクル業
18	(株)和歌山建材リサイクル センター	東 宗弘	和歌山市 西浜1660番地331	R4. 8. 19	0013673	建設業（設備 工事業を含む）

2050 カーボンニュートラル  
新しい時代へ 一歩前へ

# 選ばれる企業になるために 「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



企業の体幹を強化し、  
持続可能な未来へ



一般財団法人 持続性推進機構  
Institute for Promoting Sustainable Societies

## 「エコアクション21」とは・・・

### 環境省が策定した総合的な環境マネジメントシステム

企業の組織・体制  
などの仕組みづくり  
だけでなく・・・

事業活動に伴う環境パフォーマンス（エネルギー、水の使用量、廃棄物排出量の削減など）の総合的な向上を目指します

### 中小企業に向けて策定した環境マネジメントシステム

中小企業にも  
容易に  
取り組めます

- ◎把握すべき負荷項目が決まっています
- ◎取り組むべき活動が決まっています
- ◎実務に応じて段階的に柔軟に項目・活動を広げることも可能です

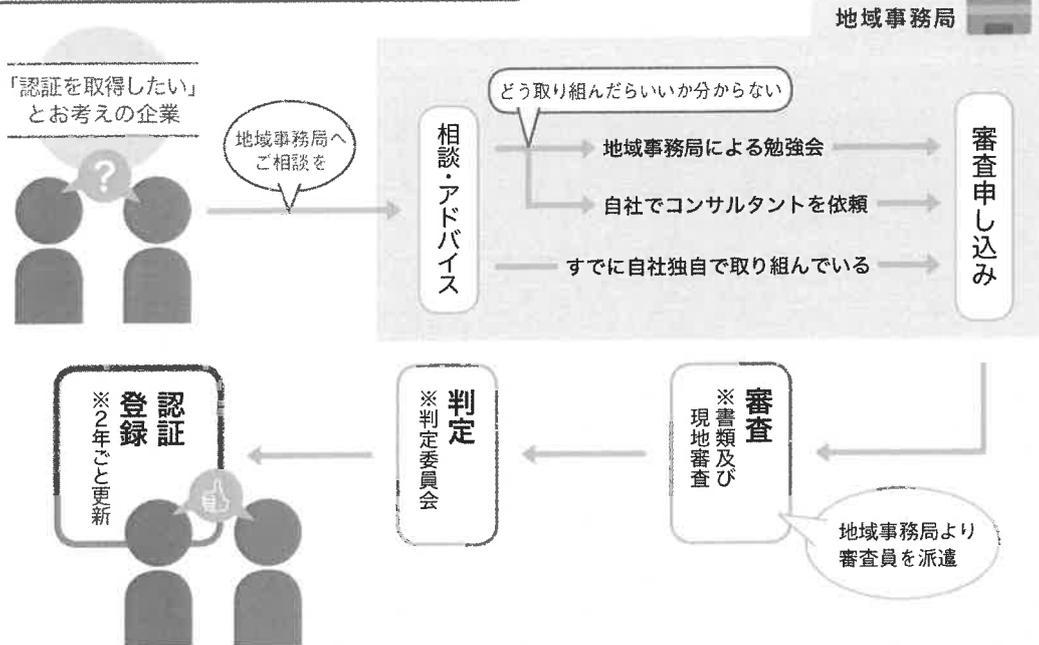
## 「エコアクション21」の効果

社会における  
企業価値の向上に  
つながります

- ◎国のガイドラインに基づく第三者認証であり、社会的評価が高まります
- ◎社員のモチベーション・社会課題への意識が高まります
- ◎「環境経営レポート」の公開により、広く社会での認知が高まります

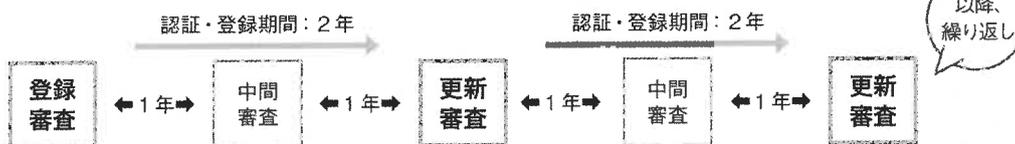


## 「エコアクション21」認証取得までの流れ



### エコアクション21の費用(審査/認証・登録)

#### ①認証・登録期間(2年ごと更新)



#### ②費用 従業員数100人の事業者を想定(※1)

	登録	中間①	更新①	中間②	更新②
審査費用(※2)	150千円以上 +消費税/+交通費	125千円以上 +消費税/+交通費	125千円以上 +消費税/+交通費	75千円以上 +消費税/+交通費	125千円以上 +消費税/+交通費
認証・登録料	100千円 +消費税	—	100千円 +消費税	—	100千円 +消費税
合計	250千円以上 +消費税等	125千円以上 +消費税等	225千円以上 +消費税等	75千円以上 +消費税等	225千円以上 +消費税等

※1 従業員数にはパート、アルバイト等も含む。

※2 複数事業所を有する場合、審査(書類/現地)費用は、事業者の規模、活動内容等に基づき定められる。

## 「エコアクション21」取得後には

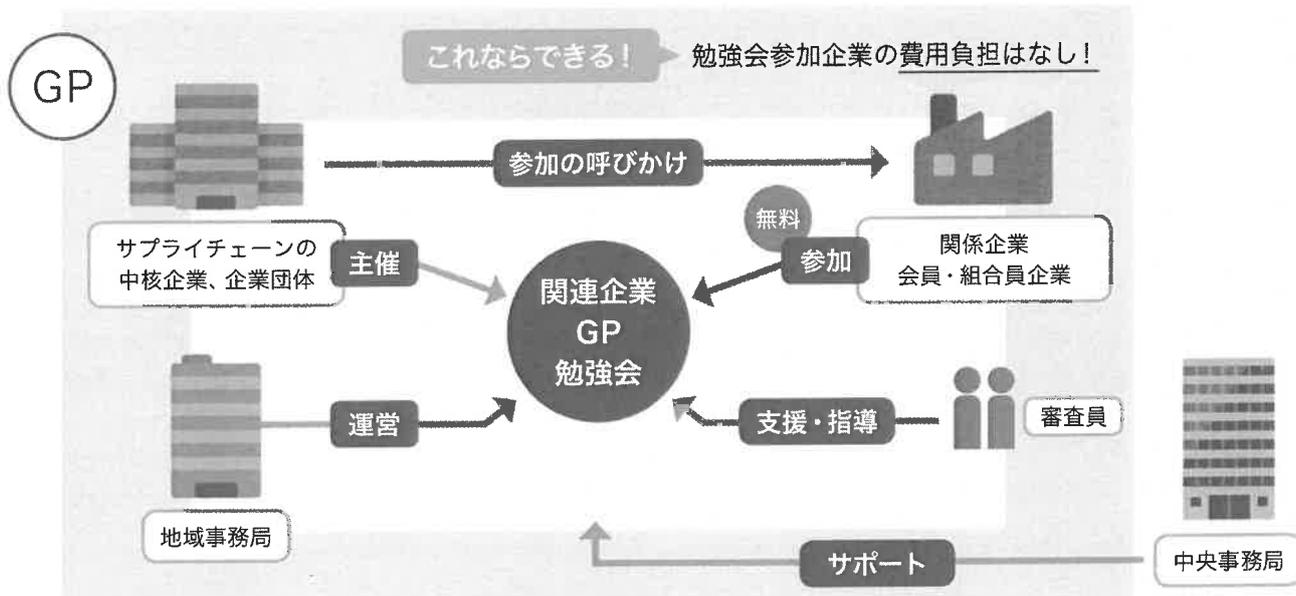
無理なく  
継続的に  
取り組みます

- ◎毎年の審査で改善点など丁寧なアドバイス・指導が受けられます
- ◎地域事務局が開催するセミナー・勉強会への参加、相談窓口の開設などアフターフォローが受けられます
- ◎「エコアクション21ロゴマーク」の使用が許諾され、社外PRに使用できます

## ◆エコアクション21を「点」から「線」(サプライチェーン)へ

- ◆関係企業グリーン化プログラム(GP)とは  
サプライチェーンの環境への取り組み推進を図る大手企業等が  
主体となって進める、エコアクション21普及促進のためのプログラムです。

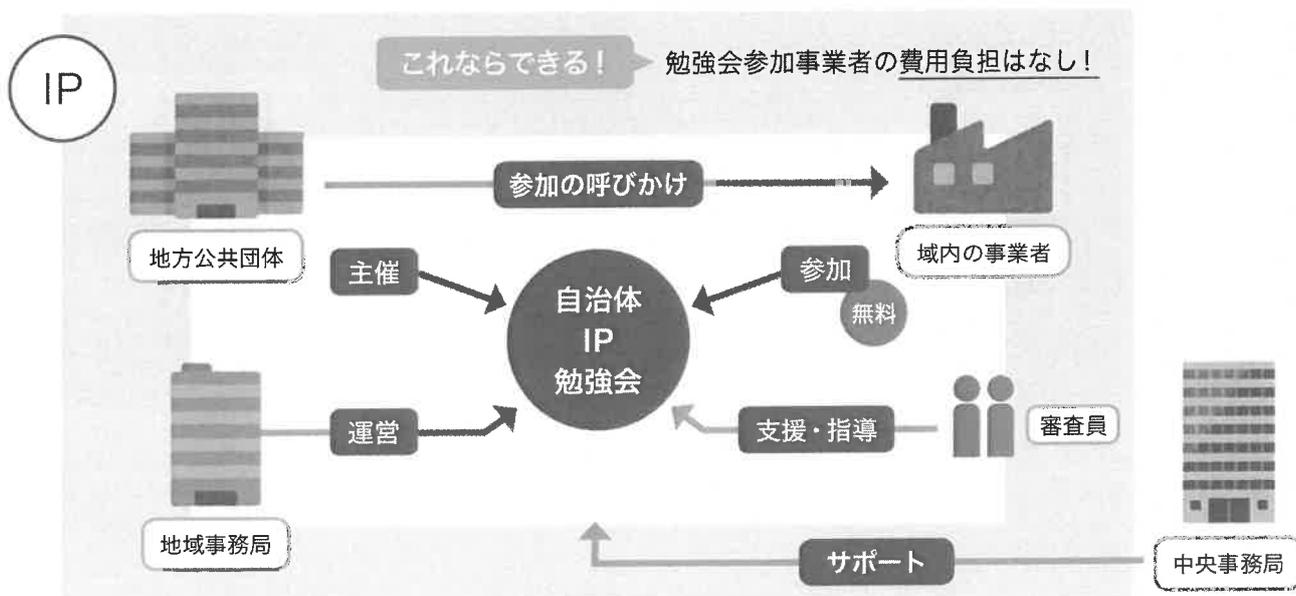
詳しくは → <https://ea21.jp/kanren-initiative/>



## ◆エコアクション21を「面」(地域)で普及へ

- ◆自治体イニシアティブ・プログラム(IP)とは  
域内の事業者の環境への取組の促進を図る自治体が主体となって進める、  
エコアクション21普及促進のためのプログラムです。

詳しくは → <https://ea21.jp/jichitai-initiative/>



◆まずは、**地域事務局** までご相談下さい!

お問い合わせ先(地域事務局一覧) → <https://www.ea21.jp/inquiry/contact/>



## 株式会社資源開発

〒646-0023

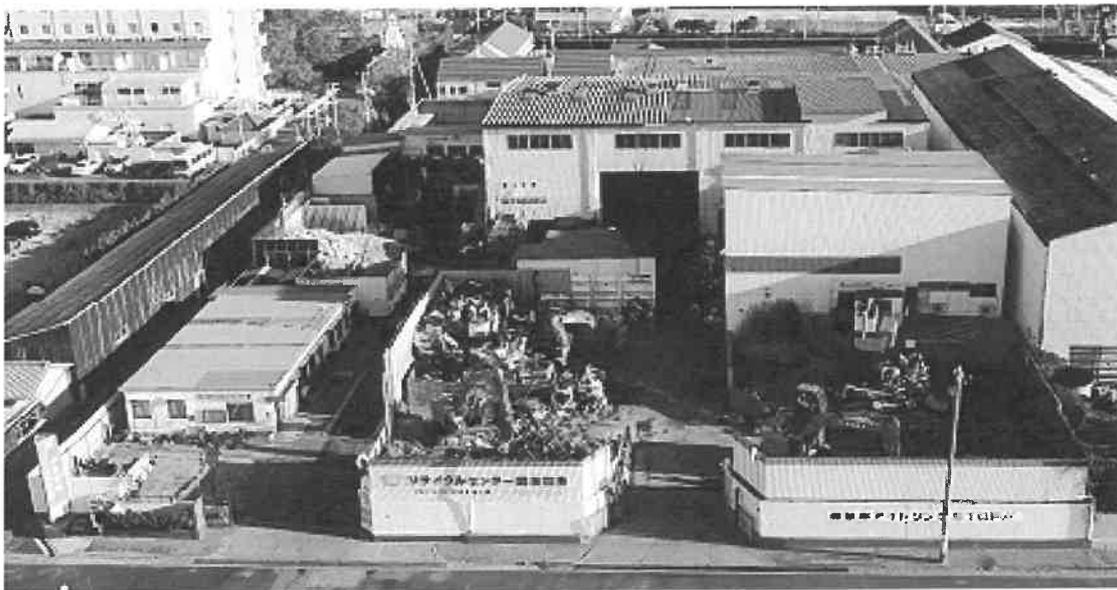
田辺市文里2丁目35-37

TEL 0739-25-0814

FAX 0739-25-5218

この度、(一社)和歌山県産業資源循環協会青年部会の副会長に就任しました坂本耕作と申します。産業廃棄物業界の発展を望む会員皆様と共に、協会事業や社会貢献に努めてまいりますのでご指導ご鞭撻よろしくお願いいたします。

当社は、田辺地域を拠点に鉄・非鉄金属・空き缶、空き瓶・廃自動車・小型家電・廃プラスチック等の様々な品物のリサイクルを推進しています。強みとしては、塩素の含んでいない軟質のプラスチックを破砕してラップで梱包した品物を、製紙工場にフラフ燃料(製品)として販売を行っています。今後はサーマルリサイクルだけではなく、マテリアルリサイクルの分野にも目を向け、当社のプラスチックのリサイクル技術をさらに向上させることで脱炭素化に貢献するとともに、サーキュラーエコノミー(循環型経済)に順応した事業展開を目指していきます。



## 6-⑨ 新入会員の紹介

### 正会員

	会社名	代表者名	住 所	電話番号	業の区分	許可番号
1	ウィーテックト ヨー住器(株)	上杉 洋司	〒641-0036 和歌山市西浜860	073- 446-2560	収集運搬業	県 03000205251
2	サンワ南海リサイ クル(株)	山下 昭彦	〒640-8404 和歌山市湊1342	073- 402-7300	中間処理業 特管中間処理業	市 07220212107 市 07270212107
3	タオ熊野協同組合	山下 充洋	〒647-0071 新宮市佐野3-14-27	0735- 31-3502	収集運搬業 中間処理業	県 03008225345 県 03028225345
4	(株)伴昌建設	山野 昌彦	〒642-0001 海南市船尾194-122	073- 482-7660	収集運搬業	県 03003218472
5	(株)桃桜舎	和田 俊治	〒640-8411 和歌山市梶取118-13	073- 460-8630	収集運搬業	県 03000217612

### 賛助会員

	会社名	代表者名	住所	電話番号	業種
1	(株)日本トリム	田原 周夫	〒530-0001 大阪市北区梅田2-2-22 ハービスENTオフィスタワー22F	06- 6456-4600	電解水素水整水器、カートリッ ジの製品開発及び販売・電解水 素水の研究開発等

## 6-10 協会への入会の勧誘

### ～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、廃棄物の適正処理及び3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の推進を図り、産業の健全な発展、生活環境、自然環境の保全と公衆衛生の向上、社会貢献に寄与することを目的としています。廃棄物の適正処理を行うことにより、地域住民や行政との信頼関係を築き、「安全・安心まちづくり」（和歌山県安全・安心まちづくり条例）に貢献できるよう努めています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、産業廃棄物に携わる多くの方々が結束し、組織をさらに強固なものにしていくことが必要です。会員各位におかれましては、こうした趣旨をご理解いただき、未加入の許可業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員として、入会をお勧めいたしますよう、お願いいたします。

### ○入会のメリット

#### 社会的信用の向上

当協会では、和歌山県、和歌山市との災害廃棄物処理に関する協定及び県内29市町村との覚書により、県内で災害が発生した時は、災害廃棄物処理についての協力支援を行います。また、大規模な清掃活動としてクリーンアップキャンペーン、不法投棄防止巡回パトロール（和歌山市域、紀北地域、紀南地域）による不法投棄物の撤去活動等を行い社会貢献に取り組み、安全衛生推進活動にも力を入れています。このような事業を推進する団体に入会することは環境等に意識の高い企業と認知され、社会的信用を得ることにつながります。各会員には、協会ロゴマーク入り会員証・記章を発行しており、各車両にロゴマーク入り会員証を貼ることにより、適正処理業者としての証しとなります。

#### 建設業の経営事項審査の加点対象となります

当協会では和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」を締結しています。会員の皆様は、当協会交付の証明書により建設業の経営事項審査の加点を受けることができます。

#### 協会が主催する研修会・講習会への無償又は会員価格で参加

当協会では労働災害防止のための、救命講習、交通安全講習、労働基準監督署との安全衛生研修会、廃棄物処理法や関係法令等の説明を含めた支部研修会、産業廃棄物を取り扱う方向けに委託契約、マニフェスト等の基礎知識を学ぶ現場担当者研修会など多くの研修会を開催しています。会員の皆様には無償又は会員価格でご参加いただけます。

#### 産業廃棄物処理業許可の有効期限到来のお知らせ

和歌山県・和歌山市の産業廃棄物処理業の許可の有効期限の到来をお知らせします。

#### その他

随時必要な法律改正とその解説や新しい行政の指導通達及び業界情報をホームページやファックス、メール等でお知らせいたします。また、協会会員であることを認知してもらうため、会員名簿を県・市町村及び関係団体等に配布し、外部からの処理業者の問合せに対しては事業区分に応じた会員を優先的にご紹介しています。

### ○入会方法及び入会金

入会申込書を提出していただくことになっています。下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りします。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員（収集運搬業）年額 84,000円（処分業）年額 120,000円

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業資源循環協会◆◆◇  
〒640-8150 和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル  
TEL: 073-435-5600 FAX: 073-424-5553  
E-mail: wasanpai@sanpai.com URL: http://wakayama.sanpai.com

## 6-11 建設業の経営事項審査の加点対象について

建設業法施行規則の一部改正に伴い、経営事項審査の社会性評価項目で、防災協定を締結している業者には、加点数が20点となります。

当協会は、平成18年7月26日に和歌山県と「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しています。会員の皆様には、これに伴う各種調査等に協力することによって、当協会から証明書の交付を受け、この制度を活用いただけます。

なお、他の団体ですでに災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

証明書発行を希望される方は、「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に必要事項をご記入のうえ、FAXでお申し込み下さい。

### 経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

当社は、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が行う「大規模災害時における災害廃棄物の処理等」に協力することをお誓いいたします。

※必ず全てご記入ください

許可番号 (土木、建築に関する)	(例) 国土交通大臣許可(特-9)第22222号 和歌山県知事許可(般-11)第11111号
許可年月日	
会社名	
代表者氏名	
所在地	
TEL 番号	
FAX 番号	
経審の審査基準日 (直近の決算日)	令和      年      月      日

申請年月日                      令和      年      月      日

一般社団法人 和歌山県産業資源循環協会  
会長 須 磨 徳 裕 様

FAXでお申し込みください。(FAX番号:073-424-5553)

和歌山県地区政治連盟は、国土の環境保全の理念に基づき、産業廃棄物処理業の利益を代表し、社会的・経済的な地位の確保・向上を図り、業界の発展を促進させ、もって地域社会の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、必要な政治活動を行うことを目的として、平成21年8月3日設立しました。数が力となります。全協会員が加盟していただきますようお願いいたします。

○令和6年第1回理事会

開催日：令和6年2月1日（木）

場 所：協会会議室

- 議 題：（1）令和5年活動報告並びに令和5年収支決算報告について  
 （2）令和6年活動計画案並びに令和6年収支予算案について  
 （3）役員改選について  
 （4）その他

○第15回通常総会

開催日：令和6年2月16日（金）

場 所：協会会議室

- 議 題：第1号議案 令和5年活動報告並びに令和5年収支決算報告について  
 令和5年監査報告  
 第2号議案 令和6年活動計画案並びに令和6年収支予算案について  
 第3号議案 役員の改選について  
 そ の 他 全国産業資源循環連合会政治連盟報告等



和歌山県地区政治連盟役員名簿(R6.2.16)

理事長	武田 全弘
副理事長	須磨 徳裕
副理事長	坂口 秀樹
理事	松田 美代子
理事	加隈 隆照
理事	山本 雅弘
理事	北 敏彦(新)
理事	赤井 靖(新)
理事	瀧本 利生(新)
監事	吉村 英樹
監事	森脇 敏夫

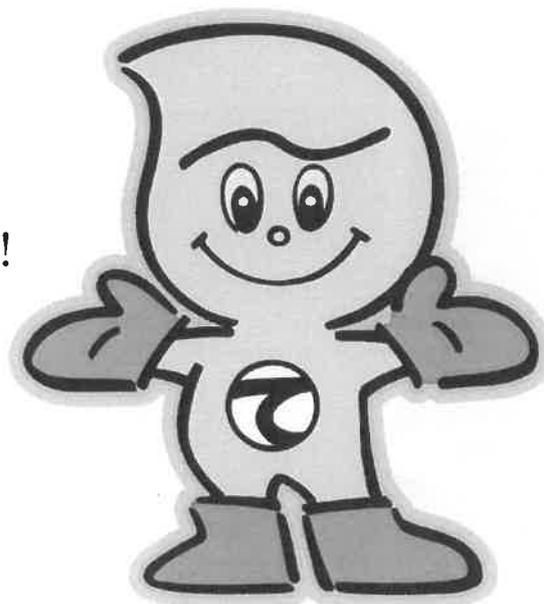
## 全産連和歌山県地区政治連盟へ加入のお願い！

☆和歌山県地区政治連盟は、会員の社会的地位の確保と経済的基盤の向上を図ることを目的に平成21年8月に当協会理事会の承認を得て、和歌山県選挙管理委員会に政治団体設立届を提出しました。下記の事項を確認のうえ、事業目的にご賛同いただき、未加入の全会員各位に加入をお願いするものであります。

☆我々協会は全国47都道府県に組織された団体ではありますが、官庁評価は補完的位置づけとされているのが現状であります。法律の求める適正処理を順守するためには、適正な処理費を享受し、適正な利潤が確保されなければ業界全体の将来はないと考えます。

平成26年10月14日には産業廃棄物処理業における制度や振興策等の実現を図ることを目的として自由民主党衆参両議院有志（令和6年7月12日現在137名）による「産業・資源循環議員連盟」が設立されました。こうした追い風はありますが、我々は今まで以上、全国産業資源循環連合会会員が一丸となった団結力で、業界の将来を見据えた活動を強力に推進していかなければならないのではないのでしょうか。業界の目的を達成するには、まだまだ多くの方の理解を求め、力を貸していただくための積極的な活動が必要であります。皆様には、そうした活動の拠点となる全産連和歌山県地区政治連盟に是非ともご加入よろしくお願いたします。

てき丸くんからのお願い！



会員数（令和6年7月31日現在）

	正会員数		賛助会員数
紀北支部	34	合計	15
和歌山支部	73		
海南・有田支部	30		
御坊・田辺支部	55		
紀南支部	21		
合計	213		



## じゅんかんわかやま VOL. 52

令和6年8月

発行人 須磨徳裕  
企画・編集 和田年晃  
発行所 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会  
〒640-8150  
和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル  
TEL 073-435-5600  
FAX 073-424-5553  
URL <http://wakayama.sanpai.com>  
E-mail [wasanpai@sanpai.com](mailto:wasanpai@sanpai.com)

印刷 和歌山県海南市築地6-24  
有限会社かさい  
TEL 073-482-1647